

官報

号外

平成二十年六月三日

○第百六十九回 衆議院會議録 第三十五号

平成二十年六月三日(火曜日)

議事日程 第二十三号

平成二十年六月三日

午後一時開議

第一 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置
法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

第二 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

第三 学校保健法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第四 少年法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

永年在職の議員谷垣禎一君及び横路孝弘君に対し、院議をもつて功勞を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長発議)

日程第一 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
日程第二 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

日程第三 学校保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第四 少年法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

永年在職議員の表彰の件

○議長(河野洋平君) お諮りいたします。

本院議員として在職二十五年に達せられました谷垣禎一君及び横路孝弘君に対し、先例により、院議をもつてその功勞を表彰いたしたいと存じます。

表彰文は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、そのとおり決まりました。

これより表彰文を順次朗読いたします。

議員谷垣禎一君は衆議院議員に當選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よつて衆議院は君が永年の功勞を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

(拍手)

議員横路孝弘君は衆議院議員に當選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よつて衆議院は君が永年の功勞を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

(拍手)

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(河野洋平君) この際、谷垣禎一君から発言を求められております。これを許します。谷垣禎一君。

(谷垣禎一君登壇)

○谷垣禎一君 ただいま、院議をもちまして横路孝弘副議長とともに本院永年勤続議員として表彰

をいただきましたことは、議會人としてこの上ない榮譽でございます。

私は、前尾繁三郎先生と父谷垣專一の逝去に伴つて施行されました昭和五十八年八月の補欠選挙で、今は引退されております野中広務先生とともに、初当選をさせていただきました。

以来、二十五年の長きにわたり、不肖の私が本院議員の重責を担うことができたのは、国会の先輩または同僚の皆様の御指導はもとよりのこと、中選挙区時代の旧京都二区、並びに現京都五区の支持者の方々を初めとする多くの方々の変わらぬ御指導、御支援のおかげでございます。心から厚く御礼を申し上げます。また、この間、私を支えてくれた事務所スタッフと家族にも心から感謝いたします。(拍手)

この二十五年間の前半は、国会対策や議院運営委員会の仕事に携わる機会が多かったのでありますが、そこで先輩から学んだことは、院の伝統がいかに重いかということでした。

まことに、本院は、国民の安心と安全をつくつていくための日本国の中核となるべき組織であります。現在、衆参両議院のいわゆるねじれと言われる状況の中で、政治が国民生活の発展をさせるために、私どもはさらに精進を積み重ね、院の新しい伝統をつくつていかなければならないと強く感じております。

また、最近の十数年は、経済財政政策に関与する機会を多く与えていただきました。

この経験を通じて感じますことは、政治は、現在の国民に責任を負わなければならないのはもちろんのことですが、同時に、将来の国民にも責任を負っているということがあります。この観点から見れば、財政の再建は焦眉の急であり、次世代の国民に夢と希望を与える政策の確立に邁進すべき責務を改めて痛感する次第であります。表彰をお受けするに当たり、所信の一端を申し述べて、お礼の言葉といたします。

平成二十年六月三日 衆議院會議録第三十五号

どうもありがとうございます。(拍手)
○議長(河野洋平君) なお、横路孝弘君のあいさつにつきましては、これを會議録に掲載することといたします。

横路 孝弘君のあいさつ

このたび、院議をもって永年勤続議員の表彰を受けましたことは、まことに光榮の至りであり、深く感謝申し上げます。

思えば、一九六九年十二月末の総選挙で、当時の北海道一區で札幌や石狩・後志地方の皆様御支援で国会に送っていただいた以来、一九八三年から一九九五年の十二年間、北海道知事の任を担い国会を離れましたが、その後国会に復帰させていただき、今日の日を迎えました。これまで支えていただきました多くの方々に心から御礼申し上げます。本当に長い間、有難うございました。

身の引き締まる思いで国会に初登壇した日から今日まで、ロッキード事件や沖縄・北方領土返還問題をはじめ、さまざまな課題に夢中で取り組んできました。とりわけ、困難と不安を抱えるたくさんの方々や直接間接に接し、助言や提言・情報などをいただきながら鍛えられ育てられて、国会活動ができたことを感謝しております。

同時に、この間、何をなし得たのか、内心忸怩たる思いがあります。

今日、日本の社会はかつてなく貧富の差が拡大し、理解のできない、信じられない事件が続く世の中になってしまいました。子供たちは未来への希望や期待をなかなか持つことができず、若い世代が安心して子供を生み育てる環境は十分整備されず、人々は介護や医療や老後に不安を持って毎日を送っています。

これらの現在の日本の状況は、私たち政治家の責任と言わなければなりません。戦後、平和憲法の制定と共に議会制民主主義

永年在職議員の表彰の件 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件 外国為替
及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

がスタートしたことをあらためて思い、原点に帰って国のあり方、国民の生活の状況を虚心坦懐にみつめていけば、自ら道が開かれていくと思います。

「金」がすべて、「金」さえあれば何でもできる、「自分」さえ良ければ他人はどうでもよい、「今」さえ良ければ将来のことは知ったことではないという風潮や世の中を変えていかなければなりません。公平・勤勉・誠実・努力という日本の社会と日本人の社会正義を取り戻していかなければなりません。

同時に、今なお戦災に苦しみ、貧困や飢餓、災害と闘う世界の人々と連帯できる日本でありたいと思います。

その努力を一人の政治家として続けていくことを、この日、新たにお願いを申し上げます。謝辞といたします。

日程第一 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

○議長(河野洋平君) 日程第一、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長竹本直一君。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○竹本直一君 たいだいま議題となりました承認を

求めるの件につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。本件は、平成十八年十月十四日より本年四月十三日まで北朝鮮船舶のすべての船舶の入港を禁止することとする閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、平成二十年四月十一日、入港禁止の期間を本年十月十三日まで延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、国会の承認を求めるものであります。

本件は、五月二十七日日本委員会に付託され、二十八日冬柴国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、三十日質疑を行い、採決いたしました結果、本件は賛成多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河野洋平君) 採決いたします。本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第二 外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

○議長(河野洋平君) 日程第二、外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長東原治君。

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○東原治君 たいだいま議題となりました承認を求めるの件につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を契機として、外国為替及び外国貿易法第十條第一項に基づき、同年十月十四日以降、北朝鮮からのすべての貨物の輸入を禁止する等の措置が継続して実施されております。政府は、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、本年四月十一日の閣議において、これを継続することを決定いたしました。

本件は、半年を期限として、四月十四日以降も継続して当該措置を講じたことについて、同法第十條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものであります。

本件につきましては、去る五月二十三日日本委員会に付託され、五月二十八日甘利経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、五月三十日質疑を行った後、討論、採決の結果、賛成多数をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河野洋平君) 採決いたします。本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第三 学校保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第三、学校保健法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文部科学委員長佐藤茂樹君。

学校保健法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔佐藤茂樹君登壇〕

○佐藤茂樹君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、学校保健及び学校安全の充実を図るとともに、学校給食を活用した食に関する指導の充実等を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、学校において、養護教諭その他の教職員が相互に連携し、地域の医療機関等と連携した組織的な保健指導の充実を図ること、

第二に、学校において、学校安全計画及び危険等発生時対処要領を作成するものとし、地域の関係機関等と連携して児童生徒等の安全の確保を図るよう努めること、

第三に、学校保健及び学校安全に関して、国及び地方公共団体は相互に連携して、必要な施策を講ずるよう努めなければならないものとする

第四に、学校における食育の推進を図る観点から、学校給食の目標を見直し、栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導を推進することなどであります。

本案は、五月二十六日本委員会に付託され、去る二十八日渡海文部科学大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、三十日質疑を終局いたしました。

平成二十年六月三日 衆議院会議録第三十五号

たしました。

質疑終局後、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の五派共同提案により、学校安全及び学校保健に関する国及び地方公共団体による財政上の措置を明記するなどの修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第四 少年法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第四、少年法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長下村博文君。

少年法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔下村博文君登壇〕

○下村博文君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

学校保健法等の一部を改正する法律案 少年法の一部を改正する法律案 議長の報告

本案は、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護等を図るため、所要の法整備を行うおうとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

まず第一に、殺人事件等一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度を創設することとしております。

第二に、被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲を拡大することとしております。

第三に、被害者の心身に重大な故障がある場合における被害者の配偶者等についても、被害者等の申し出による意見の聴取の対象者とするとしております。

第四に、成人の刑事事件に関し、児童福祉法違反の罪等に係る第一審の裁判権を、家庭裁判所から地方裁判所等に移管することとしております。

本案は、去る五月二十二日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、翌二十三日鳩山法務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十七日質疑に入り、三十日参考人から意見を聴取しました。

同日、本案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案により、十二歳未満の触法少年に係る事件の審判を傍聴の対象から除外すること等を内容とする修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取し、原案及び同修正案に対する質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十分散会

出席國務大臣

法務大臣 鳩山 邦夫君
文部科学大臣 渡海紀三朗君
経済産業大臣 甘利 明君
国土交通大臣 冬柴 鐵三君

○議長の報告

〔承諾を求める件通知〕

一、去る五月二十九日、次の件は国会の承諾はなかった(本院は承諾することを議決、参議院は承諾しないと議決)旨参議院及び内閣に通知した。

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)

平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)

(通知書受領)

一、去る五月二十九日、福田内閣総理大臣から河野議長あて、次の通知書を受領した。

閣総第二八〇号

平成二十年五月二十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

私は、平成二十年六月一日(日)午前十一時羽田空港発、六月五日(木)午後四時五十分同空港着の予定で、ドイツ連邦共和国 グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びイタリア共和国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

一、去る五月三十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律

保険法

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

一、去る五月三十日、人事院総裁谷公士君から次の報告書を受領した。

国家公務員法第二十四条の規定に基づく平成十九年度の人事院の業務状況報告書

一、去る五月三十日、内閣から次の報告書を受領した。

障害者基本法第十一条の規定に基づく「平成十九年度障害者施策の概況」に関する報告

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八条の規定に基づく「平成十九年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

土井 亨君

萩生田光一君

大塚 高司君

松本 洋平君

萩生田光一君

補欠

大塚 高司君

松本 洋平君

土井 亨君

萩生田光一君

補欠

大塚 高司君

松本 洋平君

土井 亨君

萩生田光一君

補欠

大塚 高司君

松本 洋平君

土井 亨君

萩生田光一君

補欠

大塚 高司君

松本 洋平君

土井 亨君

萩生田光一君

補欠

大塚 高司君

松本 洋平君

土井 亨君

萩生田光一君

補欠

大塚 高司君

松本 洋平君

土井 亨君

萩生田光一君

補欠

大塚 高司君

松本 洋平君

土井 亨君

萩生田光一君

補欠

補欠

大塚 高司君

松本 洋平君

土井 亨君

萩生田光一君

補欠

大塚 高司君

松本 洋平君

土井 亨君

萩生田光一君

補欠

大塚 高司君

松本 洋平君

土井 亨君

萩生田光一君

補欠

大塚 高司君

松本 洋平君

土井 亨君

萩生田光一君

補欠

大塚 高司君

松本 洋平君

土井 亨君

萩生田光一君

補欠

大塚 高司君

松本 洋平君

土井 亨君

萩生田光一君

補欠

大塚 高司君

松本 洋平君

土井 亨君

萩生田光一君

補欠

大塚 高司君

松本 洋平君

土井 亨君

萩生田光一君

補欠

大塚 高司君

松本 洋平君

高井 美穂君

土肥 隆一君

笠 浩史君

北川 知克君

西本 勝子君

萩原 誠司君

清水清一郎君

亀岡 偉民君

御法川信英君

安井潤一郎君

太田 和美君

園田 康博君

原田 憲治君

松本 洋平君

矢野 隆司君

大島 章宏君

寺田 学君

井澤 京子君

木原 誠二君

木村 義雄君

長崎幸太郎君

細川 律夫君

小野 次郎君

大塚 拓君

安井潤一郎君

福田 峰之君

大島 敦君

安井潤一郎君

大島 敦君

細川 律夫君

補欠

大塚 拓君

安井潤一郎君

福田 峰之君

大島 敦君

安井潤一郎君

大島 敦君

細川 律夫君

補欠

大塚 拓君

安井潤一郎君

福田 峰之君

大島 敦君

寺田 学君

大島 章宏君

太田 和美君

矢野 隆司君

清水清一郎君

御法川信英君

原田 憲治君

藤田 幹雄君

近藤 基彦君

飯島 夕雁君

笠 浩史君

田島 一成君

井脇ノブ子君

山本ともひろ君

江崎 鐵磨君

土肥 隆一君

高井 美穂君

補欠

大塚 拓君

安井潤一郎君

福田 峰之君

小野 次郎君

大島 敦君

長崎幸太郎君

井澤 京子君

木村 義雄君

木原 誠二君

細川 律夫君

補欠

大塚 拓君

安井潤一郎君

福田 峰之君

大島 敦君

安井潤一郎君

大島 敦君

細川 律夫君

補欠

大塚 拓君

安井潤一郎君

福田 峰之君

小野 次郎君

大島 敦君

長崎幸太郎君

稲田 朋美君

永岡 桂子君

菊田真紀子君

鈴木 克昌君

三井 辨雄君

鈴木 道義君

補欠

小野 次郎君

大前 繁雄君

福岡 資磨君

高島 修一君

田名部匡代君

富田 茂之君

赤羽 一嘉君

小野 次郎君

大前 繁雄君

高島 修一君

田名部匡代君

富田 茂之君

赤羽 一嘉君

小野 次郎君

大前 繁雄君

高島 修一君

田名部匡代君

富田 茂之君

赤羽 一嘉君

小野 次郎君

大前 繁雄君

高島 修一君

田名部匡代君

富田 茂之君

赤羽 一嘉君

小野 次郎君

大前 繁雄君

高島 修一君

田名部匡代君

富田 茂之君

赤羽 一嘉君

小野 次郎君

大前 繁雄君

高島 修一君

田名部匡代君

富田 茂之君

岡部 英明君

吉田六左門君

田村 謙治君

牧 義夫君

太田 和美君

北神 圭朗君

補欠

小野 次郎君

大前 繁雄君

福岡 資磨君

高島 修一君

田名部匡代君

富田 茂之君

赤羽 一嘉君

小野 次郎君

大前 繁雄君

高島 修一君

田名部匡代君

富田 茂之君

赤羽 一嘉君

小野 次郎君

大前 繁雄君

高島 修一君

田名部匡代君

富田 茂之君

赤羽 一嘉君

小野 次郎君

大前 繁雄君

高島 修一君

田名部匡代君

富田 茂之君

赤羽 一嘉君

小野 次郎君

大前 繁雄君

高島 修一君

田名部匡代君

富田 茂之君

赤羽 一嘉君

小野 次郎君

大前 繁雄君

高島 修一君

田名部匡代君

富田 茂之君

一、去る五月三十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案

(議案付託)

一、去る五月二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

厚生労働委員会 付託

領海等における外国船舶の航行に関する法律案(内閣提出第四七号)(参議院送付)

国土交通委員会 付託

一、昨日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

日本放送協会平成十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書 総務委員会 付託

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(参議院提出、第百六十八回国会参法第一号)

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案(内閣提出第六四号)(参議院送付)

以上二件 環境委員会 付託

(議案送付)

一、去る五月二十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案

児童福祉法等の一部を改正する法律案

国家公務員制度改革基本法案

一、去る五月三十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案(大島章宏君外二名提出)

(議案通知)

一、去る五月二十九日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、西村智奈美君外二名提出)

平成二十年六月三日 衆議院会議録第三十五号

議長報告

(議案通知書受領)

一、去る五月三十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案

保険法案

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

(質問書提出)

一、去る五月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

齒科医療の向上に関する質問主意書(前原誠司君提出)

中国における遺棄化学兵器処理事業への予算の透明性等に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省が「社会通念に照らしてあつてはならない」と認識している特定の国会議員と同省との過去の関係に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

かつて北方領土交渉に悪影響を与えたと外務省が認識している国会議員に対する同省の対応等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

後期高齢者医療制度における保険料、財源等に関する質問主意書(山井和則君提出)

「長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の創設に伴う保険料額の変化に関する調査」に関する質問主意書(山井和則君提出)

厚生労働省職員的主要医薬品企業への「天下り」の実態に関する質問主意書(山井和則君提出)

国立病院機構の入札の現状に関する質問主意書(山井和則君提出)

後期高齢者医療制度導入の影響に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る五月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

土地区画整理問題に関する質問主意書(保坂展人君提出)

世界的な穀物価格の高騰等を踏まえたコメのミニマム・アクセス及び生産調整の在り方等に関する質問主意書(三日月大造君提出)

日本駐留米兵の裁判権に係る日米密約に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行費用の返還等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

中国での自衛隊による被災者救援活動に関する質問主意書(江元清美君提出)

児童手当制度に関する質問主意書(西村智奈美君提出)

一、昨日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

後期高齢者医療制度への移行に伴う「保険料額の変化に関する調査」に関する質問主意書(山井和則君提出)

後期高齢者医療制度の創設に伴う保険料額の変化に関する調査に関する質問主意書(山井和則君提出)

後期高齢者医療制度における公費負担、若人負担、高齢者負担の割合に関する質問主意書(山井和則君提出)

後期高齢者医療制度を廃止し老人保健制度を再創設する場合に係る費用に関する質問主意書(山井和則君提出)

後期高齢者医療制度に関する福田総理及び外務省の発言に関する質問主意書(山井和則君提出)

外務省においてかつて存在したと言われている基金組織「ループル委員会」についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省においてかつて行われていたとされている白紙領収書作成についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

の不誠実な対応等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

二〇〇一年十二月のアフガニスタン復興NGO東京会議での草の根・人間の安全保障無償資金協力の資金の使途及びNGO参加をめぐる外務省の説明に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)

一、去る五月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員長妻昭君提出国立病院における談合通報の受付窓口に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出知床における世界自然遺産区域を北方領土まで拡張させる構想に対する政府の見解に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア政府による北方領土開発に対する外務省の対応等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が同省におけるワインの管理方法は適正であるとする根拠等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出国際比較における我が国の政府開発援助の高コスト体質に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出サイクロンにより多数の死者を出したミャンマーへの人道支援に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官の容疑者とされた方々に対する謝罪に関する質問に対する答弁書

衆議院議員保坂展人君提出国連広報センターにおける不正会計処理問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員三井辨雄君提出要介護認定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出「平成二十年版 高齢社会白書」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度についての資料「仮に後期高齢者医療制度が導入されなかった場合の七十五歳以上被保険者の保険料負担(平成十八年改正時の推計)」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出平成二十年五月十六日の衆議院厚生労働委員会における舩添厚生労働大臣の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる「北方領土不要論」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出警察組織における資金問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出検察組織における調査活動費の裏金流用疑惑に関する質問に対する答弁書

平成二十年五月二十日提出
質問 第四〇三号
国立病院における談合通報の受付窓口に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

国立病院における談合通報の受付窓口に関する質問主意書

四 国立病院機構の実施する一般競争入札や指名競争入札において、落札率一〇〇％は、何件、何パーセントあるのか。直近、三年間の数字をお示し願いたい。落札金額があらかじめ外に漏れた事例は存在するか。不正や問題は無いのか。

2 なぜ、そのような数字になるのか。不正や問題は無いのか。

3 落札率一〇〇％の案件が多すぎると考えるか。

4 落札率一〇〇％の相手先に天下り(国家公務員〇Ｂ)は何人いるのか。前職も明記願いたい。

5 その天下りのあつせんは誰がしたのか。

五 国立病院機構の契約に関する今後の改善策をお示し願いたい。

質問番号を束ねて粗く不誠実な回答をするのではなく、質問番号ごとに誠実に回答を頂くことを願う。

右質問する。

の設置並びにそれに関する職員及び業者への周知の徹底を図るよう指導したところである。

三について
機構が設立された平成十六年四月以降、これまでに機構に対して寄せられた談合情報は一である。当該案件は、平成十八年度に機構が予定した病院の整備工事の入札に關して、特定の業者が落札するといった趣旨の匿名の手紙が郵送されてきたものである。

当該情報を受けた病院においては、「独立行政法人国立病院機構談合情報対応マニュアル」(以下「談合情報対応マニュアル」という。)に基づき、契約審査委員会において調査を行い、その内容を公正取引委員会に通知したところである。なお、公正取引委員会における当該通知の処理の状況については、同委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること等から明らかにすることは差し控えたい。

四の1について
お尋ねの落札率百パーセントの件数、割合については、平成十七年度及び平成十九年度のもの把握していないが、平成十八年度のものについては、「独立行政法人の組織等に関する予備的調査(武正公一君外百十二名提出、平成十九年衆議院第三号)についての報告書」に基づき集計したところ、機構が同年度に締結した一般競争入札による契約のうち、落札率が百パーセントであるものは千六百六十二件、当該契約件数全体の二・五パーセントとなつてゐる。また、同年度に締結した指名競争入札による契約のうち、落札率が百パーセントであるものは二百三十二件、当該契約件数全体の五十二・一パーセントとなつてゐる。

また、落札予定価格が外部に漏れた事例があるとは承知していない。

四の2について
お尋ねの落札率が百パーセントとなつた理由としては、一回の入札で落札せずに複数回の入

札を行ったことや落札予定価格を前年度の予定価格と同額としたことなどが考えられる。

また、落札率が百パーセントとなつた案件において、不正や問題があつたとは承知していない。

四の3について
お尋ねについては、落札率は入札の対象とした事業や品目によつても異なつてくるものと考えられ、一概にお答えすることは困難である。

四の4及び5について
お尋ねについては、厚生労働省として機構の職員については確認した限りでは、平成十八年度において落札率百パーセントの契約を結んだ企業に、理事長の承認を得て再就職した職員が二名おり、この二名の前職は独立行政法人国立病院機構西札幌病院臨床検査技師長、独立行政法人国立病院機構北海道がんセンター事務部長であり、この二名については自らの就職活動により就職したものと承知している。

五について
機構においては、機構の会計規程に沿つて適切な会計事務を遂行するよう、各病院や本部の職員を指導するとともに、談合情報に対してより適切に対応するため、談合情報対応マニュアルの改訂を行うこととしてゐると承知している。

平成二十年五月二十日提出
質問 第四〇四号
知床における世界自然遺産区域を北方領土まで拡張させる構想に対する政府の見解に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

知床における世界自然遺産区域を北方領土まで拡張させる構想に対する政府の見解に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六九第三三五号)を踏

上

まえ、再度質問する。

一 北方四島は我が国の固有の領土であるが、例えば二〇〇六年八月に第三十一吉進丸の乗組員が、更に二〇〇七年十二月には第三十一吉定丸、第三十八翼丸、第三十八祐幸丸、第三十一豊佑丸の乗組員がロシア側に拿捕され、それぞれ船体が未だ返還されていない様に、政府、特に外務省が好むと好まざるとに関わらず、北方四島はロシアによって実効的な支配を受けているのが現実であると考え、政府、特に外務省はかかる現実を認めるか。前回質問主意書でも同様の質問をしたが、「前回答弁書」では何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。

二 平成十年二月に日口間で締結された北方四島周辺水域における日本漁船の操業枠組みに関する協定、いわゆる安全操業協定以下、「安全操業協定」という。について説明された。安全操業協定は、日口間の係争地域である北方四島の周辺海域において、両国の主権をいわずに棚上げにする形で、北海道と北方四島の中間線を「国境」と見なし、日口の漁民が安全に漁業に従事できる様取り決めたものであると承知するが、右の認識に間違いはないか。

三 二〇〇五年七月に世界自然遺産に登録された知床に関し、知床と同様の生態系に属している北方領土までの世界遺産の区域の拡張について、日口が共同して申請することをロシアに働きかけてはどうか。また、知床の遺産区域の北方領土までの拡張が実現した際には、日口相互の信頼関係を構築していけば、我が国の国益に資する形で北方領土問題の解決に向けた一つの新しい手がかりになるのではないかとこれまでの質問主意書で問うてきているが、「前回答弁書」でも「我が国固有の領土である北方四島は、現在、ロシア連邦によって不法占拠されている

る。外務省としては、かかる現状において、我が国が、ロシア連邦と共同で北方四島を含む地域を世界遺産として推薦することは、あたかもロシア連邦による北方四島の不法占拠を我が国が認めたかのとき行為であること等から、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れず、適当ではないと考えている」と、我が国として望ましくないとの答弁がなされている。しかし、北方四島がロシアに実効支配されている現実を鑑みる時、知床の世界遺産をうまく活用し、その遺産区域を北方四島にまで拡大し、日口両国共同でその環境保全を図っていくことは、決して北方四島の我が国への返還を諦めるということではなく、一時的にロシアの管轄権を認めることにはなっても、少なくともロシアの実効支配に我が国が食い込んでいくという点で有効であり、一向に前進の気配を見せない北方領土問題の解決に向けて、一筋の光明となり得るものと考え、また、「安全操業協定」の様に、日口間の主権問題を一時棚上げし、双方の交流を図ることが、海ではできて陸ではできないというのは理屈に合わないところ、知床の世界遺産区域の北方四島までの拡大を日口が一緒に申請し、その後北方四島の環境保全を日口両国で共同して行うことをロシア側に提案すべきであると考え、政府、特に外務省の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一六九第四〇四号

平成二十年五月三十日

衆議院議長 河野 洋平 殿
内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員鈴木宗男君提出知床における世界自然遺産区域を北方領土まで拡張させる構想に対する政府の見解に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出知床における世界自然遺産区域を北方領土まで拡張させる構想に対する政府の見解に関する第三回質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十年五月十三日内閣衆質一六九第三二五号）二から四までについてお答えしたとおり、我が国固有の領土である北方四島は、現在、ロシア連邦によって不法占拠されている。

二について

平成十年二月二十一日に署名された「日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定」では、「この協定、この協定に従って行われる活動及びこの協定の実施のための措置並びにこれらに関連するいかなる活動及び措置も、相互の関係における諸問題についていづれの政府の立場及び見解をも害するものとみなしてはならない」と規定されている。同協定は、北方領土問題に関する我が国の立場を損なわないことを前提として、同協定に規定する水域における我が国漁船による商業的基礎に基づく暫定的な性格を有する操業等の態様を定めている。

三について

先の答弁書（平成二十年五月十三日内閣衆質一六九第三二五号）二から四までについてお答えしたとおり、外務省としては、我が国固有の領土である北方四島がロシア連邦によって不法占拠されている現状において、我が国が、ロシア連邦と共同で北方四島を含む地域を世界遺産として推薦することは、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れず、適当ではないと考えている。

なお、先の答弁書（平成二十年四月一日内閣衆質一六九第二二〇号）二から四までについて

でお答えしたとおり、北方四島を含む日露の隣接地域における生態系の保全及びその持続可能な利用に関する協力については、現在、ロシア連邦との間で、北方領土問題に関する我が国の立場を損なわない形でこれを進めるべく調整しているところである。

平成二十年五月二十日提出
質問 第四〇五号

ロシア政府による北方領土開発に対する外務省の対応等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

ロシア政府による北方領土開発に対する外務省の対応等に関する質問主意書

本年五月十六日の北海道新聞二面に、「北方領土 ロシア 九十三億円投資 〇八年 道路、空港など整備」との見出しで、ロシア政府が策定した、二〇〇七年から二〇一五年までの期間にわたって実施される「千島列島経済社会発展計画」に基づく事業により、本年ロシア政府は北方領土開発に総額約九十三億円の資金を道路や空港など社会基盤に集中的に投入する考えであると報じている記事（以下、「道新記事」という。）が掲載されている。右を踏まえ、以下質問する。

一 「道新記事」を外務省は承知しているか。

二 「道新記事」にある様に、「千島列島経済社会発展計画」に基づくロシア政府による北方領土の開発について、外務省はその詳細、現状を把握しているか。

三 「千島列島経済社会発展計画」に基づくロシア政府による北方領土の開発に対する外務省の見解如何。

四 「千島列島経済社会発展計画」に基づくロシア政府による北方領土の開発により北方領土の社会基盤が整備されていく現状は、我が国の国益に資する形で北方領土問題の解決に対してどのような影響を及ぼすか。外務省の見解如何。

購入のための予算は単独の項目として計上されてないことは、先の答弁書(平成十七年十一月四日内閣衆質一六三第五六号)二について述べたとおりである。

平成二十年五月二十一日提出
質 問 第 四 〇 七 号

国際比較における我が国の政府開発援助の高コスト体質に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

国際比較における我が国の政府開発援助の高コスト体質に関する質問主意書

本年五月二十日の新聞は、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会の部会が、我が国の政府開発援助(ODA)のうち、二〇〇一年度から二〇〇八年度に予算執行された事業に対する調査結果(以下、「調査結果」という。)を発表し、我が国のODAが英国等他国と比較して高コストになっていると指摘したと報じている。右を踏まえ、以下質問する。

一 「調査結果によると、タンザニアで実施された我が国の無償資金協力による計二百七十二教室分の小学校建設について、総事業費は約十二億四千万円で一教室当たり約五百五十七万円であったが、同国で英国が実施した同種の事業は約五十万円から約七十万円、我が国の事業は右と比較して八倍から十一倍ものコストがかかっていたとのことである。また、カメルーンでの小学校建設についても、我が国が実施した事業は国際機関の貸付事業の一、六倍から二、三倍であり、カンボジアの道路改修工事では一キロメートル当たりの費用がアジア開発銀行の貸付事業の二、四倍であったとのことであるが、外務省は右の様に指摘する「調査結果」を承認しているか。

二 「調査結果が指摘していることは事実か。我が国のODA事業は、なぜ他国と比較してこの様にコストが高いのか。

三 「調査結果」に対する外務省の認識如何。我が国のODA事業は他国と比較して高コストであるとする「調査結果」について、外務省としてどのような認識を有しているか。

四 「調査結果」を受けて、コスト査定等、外務省としてODA事業のあり方を見直す考えはあるか。右質問する。

内閣衆質一六九第四〇七号
平成二十年五月三十日

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国際比較における我が国の政府開発援助の高コスト体質に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出国際比較における我が国の政府開発援助の高コスト体質に関する質問に対する答弁書

一 御指摘の「調査結果」については承知している。

二 他国の援助国又は援助機関が実施する案件の詳細については外務省として承知しておらず、お尋ねにつきお答えすることは困難である。

三 援助国又は援助機関が実施する各々の案件については、事業の質、自然条件及び事業の対象範囲等が異なることから、外務省としては、これらを総合的に勘案した上でコストを比較すべきと考える。

四 外務省としては、政府開発援助事業の実施に当たっては、コスト削減への取組等を通じ、引き続き効率的な実施に努めていく考えである。

平成二十年五月二十一日提出
質 問 第 四 〇 八 号

提出者 鈴木 宗男

サイクロンにより多数の死者を出したミャンマーへの人道支援に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六九第三五五号)を踏まえ、以下質問する。

一 本年五月二日から三日にかけてミャンマー中・南西部を大型のサイクロン(以下、「サイクロン」という。)が直撃し、現時点で死者・行方不明者はあわせて十三万人にも上ると報道されている。それを受けて外務省は「前回答弁書」で、「本年五月五日、日本政府はテント三百三十張、発電機五十機等からなる二千八百万円相当の緊急援助物資をミャンマー連邦(以下「ミャンマー」という。)に供与することを決定した。」と、「サイクロン」で被害を受けたミャンマー国民に対して二千八百万円相当の援助を行った旨の答弁をしている。しかし、前回質問主意書で問うたのは、二千八百万円という金額が、緊急援助として妥当な額かどうかということである。

「前回答弁書」で外務省は、「当該物資の供与は、同日午前の時点で、サイクロンにより、ミャンマーにおいて死者三百五十名以上を含む住民多数が被災したほか、学校、病院を含む公共機関や民間家屋二万戸以上が損壊する被害があったこと及びミャンマー政府から我が国に対し緊急援助を要請してきたこと等を踏まえ、外務省のアジア大洋州局南部アジア部及び国際協力局が中心となって検討を行い、高村外務大臣及び福田内閣総理大臣の了承を得て決定したものである。本件決定に関する文書は、外務省において作成されている。」と、二千八百万円相当の援助の根拠を述べているが、その後外務省として同月七日に、三千六百万円相当の追加援助を表明している。右答弁にある様に、当初外務省アジア大洋州局南部アジア部及び国際協力局

が中心となつて行われた検討の段階で、より十分な援助の金額について検討はなされなかったのか。

二 我が国として、「サイクロン」被害に対して後に追加援助を行うのではなく、後の被害拡大も想定し、最初に援助を行う段階で十分な援助を行うべきではなかったのか。

三 「サイクロン」被害への援助の一環として、我が国より災害援助隊等の人的支援はなされているか。

四 我が国の災害援助隊等の人的支援の受け入れをミャンマー政府が断っているという事実はあるか。

五 ミャンマー政府は現在、諸外国からの「サイクロン」被害への人的援助を頑なに断っていることと承知するが、政府としてミャンマー政府に諸外国からの人的援助受け入れに応じる様説得する考えはあるか。右質問する。

内閣衆質一六九第四〇八号
平成二十年五月三十日

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出サイクロンにより多数の死者を出したミャンマーへの人道支援に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出サイクロンにより多数の死者を出したミャンマーへの人道支援に関する再質問に対する答弁書

一 及び二について
本年五月五日に行つた政府の緊急援助については、先の答弁書(平成二十年五月十六日内閣衆質一六九第三五五号)二から八までについて述べたとおりである。同日及び同月七日に供与を決定した緊急援助については、いずれもミャンマー政府からの要請を受けて行つたものである。

三から五までについて

政府としては、ミャンマー政府による国際社会からの援助要員の受入れが喫緊の課題であり、人道に極めて重要であると考えており、ミャンマー政府が国際社会からの援助要員を受け入れるよう、ミャンマー政府に対し働きかけを行っている。本年五月二十八日には、ミャンマー政府からの要請を受けて、同月二十九日から我が国の国際緊急援助隊医療チームを同国に派遣することを決定した。

平成二十年五月二十一日提出
質問 第四〇九号

志布志事件を担当した鹿児島県警察官の容疑者とされた方々に対する謝罪に関する質問
主意書

提出者 鈴木 宗男

志布志事件を担当した鹿児島県警察官の容疑者とされた方々に対する謝罪に関する質問
質問主意書

二〇〇三年の鹿児島県議選において、候補者と運動員ら十五人が公職選挙法違反容疑で逮捕されたが、後に担当警察官（以下、「担当警察官」という。）による強圧的、非人道的な取り調べが行われたことが明らかに。全員の無罪が確定した志布志事件（以下、「事件」という。）に、担当警察官の一人である浜田隆広氏は、容疑者となつた方々に対して容疑者の親族の名前を書いた紙を踏ませる「踏み字」と言われる行為（以下、「踏み字行為」という。）を強要していたことで、本年三月十八日、福岡地方裁判所において懲役十カ月、執行猶予三年の有罪判決を言い渡されている。右と

「政府答弁書」（内閣衆質一六九第三五四号）を踏まえ、以下質問する。

一 過去、「事件」の様に明らかに警察側の勘違い、判断ミスにより逮捕した事件、または「踏み字行為」の様な、警察官による非人間的、強圧的な取り調べを行ったことについて、各都道府県警において容疑者とされた方々に対して直接謝罪を行った事例はあるか。

二 一で挙げた「事件」と類似した警察側のミスにより発生した事例に対して、警察庁より各都道府県警に対して、容疑者とされた方々に直接謝罪をする様指導した事例はあるか。

三 「事件」で容疑者とされた方々に対して、「踏み字行為」を強要した浜田氏を含む「担当警察官」が直接謝罪をすべきであり、またそうすることで初めて鹿児島県警の「事件」に対する謝罪は済んだといえ、更には警察に対する国民の信頼回復につながる。これまでの質問主意書で当方は重ねて述べてきたが、「政府答弁書」でも警察庁は「警察庁としては、個別具体的な捜査に関してどのような謝罪を行うかについては、当該捜査を行った都道府県警察において判断すべきものであると考えており、御指摘の『事件』に関してどのような謝罪を行うかについては、鹿児島県警察において適切に判断するものと考えている。」と、「事件」で容疑者とされた方々に対して謝罪を行うかどうかは、あくまで鹿児島県警自身が判断すべきであるとの認識を崩していない。では、「事件」で容疑者とされた方々に対する謝罪について、鹿児島県警はどのような判断を下したと警察庁は認識しているか。また、その判断は適切かどうかについて、警察庁とし

てどのような認識を有しているか。

四 鹿児島県警を含む各都道府県警の職員の大半は地方公務員であり、国家公務員により構成される警察庁とは一線を画したものであると承知しているが、しかし各都道府県警の本部長等には国家公務員が就いており、両者は密接な関係にあるものと考ええる。何より、「政府答弁書」で警察庁が「事件」並びに「踏み字行為」について「同年三月に同県警察を含む全国の都道府県警察に対して、適正な取調べの実施等について通達を发出するなどの指導を行ったところである。」と答弁している様に、警察庁は各都道府県警の上位官庁として、各都道府県警を適切に指導する義務を負うものと考ええる。ならばこそ、「事件」で容疑者とされ、「踏み字行為」等、強圧的、非人間的な取り調べを受けて多大な精神的苦痛を受けた方々に対して、鹿児島県警より直接謝罪を行う様指導する責務を警察庁は負っているのではないか。それを「鹿児島県警察において適切に判断するものと考えている。」とするのは、警察庁としての責務を果たしていないことと等しいのではないか。

内閣衆質一六九第四〇九号
平成二十年五月三十日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官の容疑者とされた方々に対する謝罪に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官の容疑者とされた方々に対する謝罪に関する質問に対する答弁書

一について

警察庁においては、お尋ねの事例を網羅的に把握していないが、例えば、平成十四年に富山県において発生した強姦等事件の被疑者として同県警察に逮捕された男性について、後に別人が同事件の真犯人と認められたことから、平成十九年一月、同県警察幹部が同男性と面接の上、謝罪した事例がある。

二について

警察庁において確認できる範囲では、都道府県警察における個別具体的な捜査に関して当該都道府県警察がどのような謝罪を行うべきかを指導したことはない。

三及び四について

鹿児島県警察によると、御指摘の「事件」の捜査の経緯等について、元被告人の方々の主張と現在係属中の国家賠償請求訴訟等における同県警察の主張に異なる点があることから、同県警察としては、元被告人の方々と面接の上、謝罪の意を適切に伝えることは困難であると判断しているとのことである。

警察庁としては、御指摘の「事件」の捜査に関してどのような謝罪を行うかについては、当該捜査を行った同県警察においてこのような個別の事情を踏まえて自主的に判断すべきものと考えており、御指摘の「事件」に関する謝罪についての同県警察の判断について、特段の異議を唱

えるべきものとは考えていないところであり、警察庁としての責務を果たしてないとの御指摘は当たらないものと考える。

平成二十年五月二十一日提出
質問 第四一〇号

国連広報センターにおける不正会計処理問題
に関する質問主意書

提出者 保坂 展人

国連広報センターにおける不正会計処理問題
に関する質問主意書

日本国は、国連の活動に対して分担金、拠出金など資金の拠出を行っている。その資金は、国民の税金から支出されており、その資金は、ルールに則った使い方がされなければならないし、さらに、ルールに則った使い方であるとの説明がつくとしても、国民常識に照らして適正に使われなければならない。

このたび、社会民主党に平成二十年五月十五日付けで日本消費者連盟から「国連広報センター（U N I C）での業者癒着不正経理疑惑について」という文書が寄せられた。この文書は、外務省にも送付されていると聞いている。この件について、ニューヨークの国連広報局では、現地付けで五月十五日に「平成十二年から国連会計規則に違反した会計処理が行われていたこと」、「内部監査が行われていること」との趣旨の記者ブリーフィングが行われ、日本消費者連盟からの文書は、実際に裏付けのある事項に係る懸念の表明であることが明確になった。

そこで、次の事項について質問する。

一 国連広報センター（U N I C）への日本政府の予算支出について

1 日本政府は、国連広報センター東京事務所（以下「U N I C 東京」という。）の予算を把握しているか。その予算のうち、日本政府からの拠出で賄われているのはどのような項目で、いくらか。特に平成十二年度以降はどうなっているか。

2 日本政府は、税金から支出される資金が適切に使われていることに対して国民に説明責任があると考え、U N I C 東京のトラス・トファン・維持運営経費・家賃等の会計処理について、誰からどのような形で報告を受けていたか。また、報告を受けていないとすれば、どのような理由によるものか。

3 国連広報局の説明によれば、「平成十二年から国連会計規則に違反した会計処理が行われていた」とのことである。

(一) 日本政府は、U N I C 東京で平成十二年から国連会計規則に違反した会計処理が行われていたことを把握していたか。

また、日本政府が、U N I C 東京の経理について、次の事項を把握しているならば、それぞれについて説明されたい。日本政府が把握していない事項があるとすれば、それを国連側に確認する用意はあるか。ないとするれば、どのような理由からか。

(ア) 国連会計規則に違反した会計処理とは、具体的にどのような内容のものか。

(イ) 国連規則に違反した会計処理に関し

て、U N I C 東京は国連本部に虚偽の報告をしていた事実はあるか。あるとすれば、それはどのような国連規則の違反になるのか。

(ウ) 平成十二年度以降のU N I C 東京の所長と会計処理の責任者及び担当者是谁か。

(エ) 国連会計規則に違反した会計処理が行われた相手方である業者は誰か。

(二) 国連会計規則に違反した会計処理は、平成十一年度以前にもあったのか。平成十二年度以降に行われるようになったとすれば、その理由について、日本政府はどのような考えを持っているか。また、平成十二年度以降に、どのような項目の会計規則違反があったのか。件数及び金額についても併せて明らかにされたい。

二 国連の内部監査について

1 日本政府は、U N I C 東京の不正経理問題について、国連の内部監査が行われていたことを知っていたのか。また、内部監査の手続は、今どうなっているか。

2 日本政府は、国連広報局が記者に説明した内容を承知しているか。承知しているとすれば、国連広報局の説明はどのようなもので、国連の内部監査の内容と同じか、または、齟齬があるのか。齟齬があるとすれば、どのような部分が異なっているのか。また、承知していないとするれば、それはどのような理由によるものか。

右質問する。

内閣衆質一六九第四一〇号
平成二十年五月三十日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員保坂展人君提出国連広報センターにおける不正会計処理問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員保坂展人君提出国連広報センターにおける不正会計処理問題に関する質問に対する答弁書

一の1について

東京国際連合広報センター（以下「U N I C 東京」という。）の予算については、国連事務局より報告を受けている。

U N I C 東京の年間予算の中、政府は、従来より、広報活動費について拠出するとともに、平成十七年度以降施設費に相当する分を拠出している。

各年度の政府の拠出額は、広報活動費について、それぞれ、平成十二年度は約十四万九千ドル、平成十三年度は約十九万八千ドル、平成十四年度は約二十万八千ドル、平成十五年度は約十七万七千ドル、平成十六年度は約二十一万四千ドル、平成十七年度は約十六万三千ドル、平成十八年度は約十二万一千ドル、平成十九年度は約十九万九千ドルであり、施設費については、平成十七年度から平成十九年度までが、それぞれ約千九百十九万円である。

一の2について

国連事務局及びU N I C 東京より、毎年、広報活動費及び施設費の決算報告を受けている。

官 報 (号 外)

一の3の(1)について
 国連の内部監査において判明しているのは、次のとおりである。

UNIC東京の国連財政手続規則違反について、平成十九年に国連が内部監査を実施した時期に政府として承知するに至ったため、国連事務局に対して事実関係を解明し、国連財政手続規則にのっとった適正な経理のために必要な措置が採られるよう繰り返し申入れを行った。本件違反については、国連事務局の指示により中止されるとともに、内部監査によって問題は正

のための勧告が行われ、現在、国連事務局によって勧告に沿った措置が検討されていると承知している。政府としては、こうした国連事務局の対応を注視するとともに、適正な経理のために必要な措置が採られるよう、引き続き国連事務局と密接に連絡を取っていく考えである。

国連の内部監査によれば、平成十二年頃から、国連財政手続規則において禁止されている前払が行われており、そのため契約の履行時期が実際よりも早い時期であったとUNIC東京は国連に対し報告していたと承知している。

平成十二年度以降のUNIC東京所長は、テルマ・オコン・ソロールサノ(平成十年十一月から平成十二年六月まで)、高島肇久(平成十二年八月から平成十四年八月まで)、野村彰男(平成十五年三月から平成十七年十二月まで)、幸田シャーミン(平成十八年四月から現在まで)であり、所長が会計責任者である。国連の内部監査によれば、平成十七年に三件の前払が行われ、前払先の業者は、「ACC Co. Ltd.」、「O. B. One Co. Ltd.」、

「TRY Co. Ltd.」であると明らかにされている。

一の3の(2)について

平成十一年度以前にUNIC東京において国連財政手続規則違反が行われたとは承知していない。国連の内部監査によれば、平成十七年に三件の前払が行われ、その合計額は約三百三十三万円である。同規則違反の理由については、UNIC東京職員が年末に予算を使い切る必要があると理解していたからであろうと指摘されている。

二の1について

UNIC東京の国連財政手続規則違反について、平成十九年に国連が内部監査を実施したことを承知している。また、同内部監査において問題は正のための勧告が行われ、現在、国連事務局によって勧告に沿った措置が検討されていると承知している。

二の2について

国連事務局は、平成二十年五月十五日に、ニューヨークにおいて、記者団に対して、平成十九年に、UNIC東京に対して国連による内部監査が行われ、UNIC東京において平成十二年頃から、国連財政手続規則に違反して、業者への前払が行われていたことが明らかにしたが、既に国連の指示で中止されており、また当該前払は、国連財政手続規則に違反するものであるが、個人が不正に金を着服した等の疑惑はない旨の説明を行った。当該説明の内容は、国連による内部監査の結果と齟齬があるとは承知していない。

平成二十年五月二十二日提出
 質問 第四 一一一 号

要介護認定に関する質問主意書

提出者 三井 辨雄

要介護認定に関する質問主意書

介護保険制度では、被保険者が要介護認定を受け、その判定結果に基づき、支給限度額の範囲内で一割負担でサービスが利用できるしくみとなっている。要介護認定では、認定調査員による心身の状況調査(認定調査)に基づくコンピュータ判定(一次判定)が行われ、保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定調査会で一次判定結果と認定調査員の特記事項、主治医意見書等に基づき審査判定(二次判定)が行われる。二〇〇六年一〇月以降、要介護認定調査検討会では要介護認定の一次判定の改定が議論され、これまでに二〇〇六年度「高齢者介護実態調査」、「第一次モデル事業(二〇〇七年度)」が行われ、二〇〇八年度中に「第二次モデル事業」を経て、一次判定ロジックを改定することが予定されている。介護を必要とする被保険者にとつて要支援認定、要介護認定に応じて支給限度額が決定されるのは、サービス利用の第一歩として重要なポイントであることから、一次判定ロジックの改定に関わる次の事項について質問をする。

一 二〇〇六年度に実施された「高齢者介護実態調査」について、二〇〇六年一〇月一〇日に開催された第一回要介護認定調査検討会では介護保険施設約六〇施設(入所者四五〇〇人程度)を対象に①介護時間調査(一分間タイムスタディ調査)と②状態調査が実施されることが予定された。しかし、同年一二月六日に開催された第

二回要介護認定調査検討会において、在宅(約一〇〇〇人程度)とグループホーム(全国三五〇五〇施設程度)について二〇〇六年度老人保健健康推進事業において調査することが追加された。二〇〇七年一二月九日に開催された第三回要介護認定調査検討会では「高齢者介護実態調査」の報告が行われているが、介護保険施設六〇施設(入所者三五一九名の調査結果のみが報告されている。在宅とグループホームの調査結果については、その内容と分析結果をお示し願いたい。

二 二〇〇六年一〇月一〇日に開催された第一回要介護認定調査検討会において、現行の認定調査員による調査項目八二項目に、新たに選定された一一〇項目の調査項目が追加されて、二〇〇六年度「高齢者介護実態調査」が実施された。その結果に基づき、第二回要介護認定調査検討会では、現行の八二項目に、新たに選定された六項目の調査項目が追加されて、合計八八項目で「第一次モデル事業」が実施された。すなわち、二〇〇六年度「高齢者介護実態調査」で一一〇項目にのぼる調査項目が追加されたにもかかわらず、「第一次モデル事業」では一〇四項目が削除されたと理解している。さらに、二〇〇八年五月二日に開催された第四回要介護認定調査検討会では、二三項目を削除候補とし、六五項目で「第二次モデル事業」を実施することが合意された。要介護認定調査検討会におけるこの二年間の調査項目の大幅な加減変更は看過できないものがある。よって、以下について、その経緯と理由および結果分析をそれぞれ簡潔に示したい。

① 二〇〇六年度「高齢者介護実態調査」におい

て一一〇項目を追加した経緯と理由および結果分析

② 二〇〇七年度「第一次モデル事業」において一〇四項目を削除した経緯と理由および結果分析

③ 二〇〇七年度「第一次モデル事業」において六項目を追加した経緯と理由および結果分析
④ 二〇〇八年度「第二次モデル事業」において二三項目を削除した経緯と理由

あわせて、二〇〇六年度「高齢者介護実態調査」と二〇〇七年度「第一次モデル事業」に要した各費用と、二〇〇八年度「第二次モデル事業」の予算、および委託調査機関の機関名と委託調査機関の選定理由をお示しただきたい。

三 介護保険法施行当初の要介護認定の一次判定項目は、一九九五年の高齢者介護実態調査の結果に基づき作成されたと理解しているが、同調査は高齢者施設を対象に実施された。介護保険サービスの認定者は二〇〇七年一月現在、四五八万一二五七人、利用者は三六五万二四二四人だが、そのうち施設サービス利用者は一八万三八八八人で、在宅サービスを利用する者が七七・四％を占めている。初期の要介護認定のデータが高齢者施設入居者を対象としたのは、在宅サービス利用者のデータが把握できないためとの説明があったと記憶する。しかし、法施行後八年が経ち、新たに要介護認定の一次判定ロジックを変更するにあたり、二〇〇六年度「高齢者介護実態調査」と二〇〇七年度「第一次モデル事業」ともに、施設サービス利用者調査対象としている。在宅サービス利用者を調査対象としない、一次判定ロジックの変更を検討される理由をお示しただきたい。また、二

〇〇八年度「第二次モデル事業」の対象者と対象理由をお示し願いたい。

四 二〇〇八年度「第二次モデル事業」では、現行の一次判定項目八二項目に「第一次モデル事業」で追加された六項目の合計八八項目から二三項目を削除候補とし、合計六五項目で実施することとが予定されている。一次判定ロジックとは、「必要な介護サービス量」を測るものであり、現行の八二項目は、前回の改定を経て、必要があると判断された項目と理解する。「第二次モデル事業」において二三項目を削除した場合、要介護認定の判定が軽くなる懸念される。また、二三項目を削除した場合の認定ランクの変化については、これまでの蓄積データによりシミュレーションが可能と考える。シミュレーションを実施しないまま、「第二次モデル事業」開始の運びとなった理由について示されたい。また、「第二次モデル事業」の調査結果により、要介護認定者の介護度が軽度になった場合、あるいは重度になった場合に、どのような検討を行う予定なのかお示しただきたい。

五 第四回要介護認定調査検討会の資料3-4には、「特別な医療にかかる時間の修正」について「新たなタイムスタディの結果に基づき修正することが示されているが、「特別な医療にかかる時間」の算定方法についてのわかりやすい説明とその根拠、および「特別な医療にかかる時間」二項目を修正する理由、また「平成十八年の実態調査において当該医療措置を受けている者の医療行為にかかる時間から当該医療行為を行っていない者の医療行為にかかる時間を減じることと算定する。」ことにより算定された各項目の「特別な医療にかかる時間」をお示し願いたい。

い。

六 二〇〇七年度要介護認定適正化事業が実施されているが、要介護認定適正化事業の背景として、「実態として、地域間格差が認められる」、「どのようなメカニズムで地域間格差が生じているかは明らかでなかった」としながら、具体的に「介護認定審査に関するバラツキの原因を把握」、「介護認定審査会内でのバラツキを解消するための技術的な助言を行う」とされており、要介護認定に地域間格差があることの原因把握と同時に、介護認定審査会への技術的な助言を行う事業内容となっている。適正化を実施するためには、原因を把握したうえで、整理された課題について対応策を関係機関に提示するのが通常の手順と考えるが、原因把握と助言が同時に実施されている理由についてお示しただきたい。また、地域間格差を不適正と位置づける理由、二〇〇七年度要介護認定適正化事業によって把握された「バラツキの原因」について、具体的にお示し願いたい。

七 二〇〇七年度要介護認定適正化事業では、七八の要介護認定審査会に厚生労働省及び要介護認定適正化事業事務局の認定適正化専門員が訪問を行ったとの報告があるが、認定適正化専門員の資格要件、選定方法、人数についてお示し願いたい。

内閣衆質一九九第四一〇号
平成二十年五月三十日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員三井辨雄君提出要介護認定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員三井辨雄君提出要介護認定に関する質問に対する答弁書

一 について
御指摘の在宅及びグループホームに係る調査については、平成十八年度に実施され、在宅については五百三十人、グループホームについては十七施設・百五十六人を対象にデータの収集が行われた。

お尋ねについては、現在、収集したデータの分析が行われているところであり、今後、その分析結果を含め、調査結果が取りまとめられる予定である。

二 について
厚生労働省としては、要介護認定及び要支援認定(以下「要介護認定等」という。)に係る調査項目を見直すこととしており、平成十八年度の高齢者介護実態調査においては、要介護認定等に影響すると考えられる項目を可能な限り多く盛り込んで調査を実施することとし、現行の八十二項目に百十項目を追加したものである。

当該高齢者介護実態調査の結果を分析したところ、御指摘の百四項目に関しては、要介護状態区分によって回答構成に差が出ず要介護者の状態を反映した回答結果とならない、回答結果に著しい偏りが出る等の理由から、要介護者の状態を調査する項目として適切ではないと考え、平成十九年度の要介護認定モデル事業(第一次(以下「第一次モデル事業」という。))においては、百十項目から百四項目を除いた六項目を現行の八十二項目に追加して実施したものである。

本年度の要介護認定モデル事業(第二次)(以下「第二次モデル事業」という。)の実施に当たっ

では、二十三項目を削除して実施することを検討しているところであるが、これらの削除を検討している項目は、第一次モデル事業の結果、要介護状態区分によって回答構成に差が出ず要介護者の状態を反映した回答結果とならない、回答結果に著しい偏りが出る等の理由から、要介護者の状態を調査する項目として適切ではないと考えられるものや、平成十九年度要介護認定適正化事業の結果、調査項目の選択肢のうち、いずれに該当するかを認定調査員が判断することが難しいと考えられるものである。

また、平成十八年度の高齢者介護実態調査に要した費用は、二億五千万円であり、同種の調査における実績や業務遂行体制等から見て、当該調査を最も適切に遂行できると考えられたみずほ情報総研株式会社に調査を委託した。

第一次モデル事業は、委託事業として実施したものでなく、百二十九市区町村における補助事業として実施したものであり、その費用は、千八百四十八万五千円である。

第二次モデル事業についても同様に、市区町村における補助事業として実施する予定であり、その予算額は、六億五千二百八十六万九千円である。

三について

高齢者介護実態調査は、施設サービス利用者のみを調査対象としているが、その結果を踏まえ実施した第一次モデル事業は、申請者の状況をより正確に反映した要介護認定等の方法を策定するため、当該事業を実施する市区町村において調査対象期間中に要介護認定等の申請を行ったすべての者を対象としている。

また、第二次モデル事業においても、これと同様の趣旨で、調査対象期間中に要介護認定等の申請を行ったすべての者を対象とする予定である。

四について

第二次モデル事業においては、新たな方法により、要介護状態及び要支援状態(以下「要介護状態等」という。)についての一次判定を行うこととしているが、その方法を開発するに当たり、第一次モデル事業で収集されたデータを用いたシミュレーションを行った上で開発しているものである。

当該シミュレーションを実施した結果に基づき、御指摘の二十三項目を削除した場合と残した場合とを比較すると、介護に要する時間の推測値に大きな違いはなく、要介護状態区分が極端に重度又は軽度判定されることはないものと考えており、第二次モデル事業の結果、御指摘のような場合が生じたとしても、それは要介護状態等の判定方法が不適切な結果であるとは考えられず、現段階で判定方法についての検討を行うことは考えていない。

五について

現在の「特別な医療にかかる時間」は、実際に点滴や中心静脈栄養等の医療行為に要する時間を測定し、その結果に基づき設定したものである。この「特別な医療にかかる時間」については、約十年前の場合を実際に測定したものであり、実態が変化していると考えられることから、それに合わせたものにするため修正するものである。

また、各項目の新たな「特別な医療にかかる時間」は、今後、当該調査の結果に基づき設定することとしている。

六について

平成十九年度要介護認定適正化事業においては、当該事業の実施対象となった自治体における要介護認定等の状況について、地域間格差の原因についての事前の分析結果に基づいて、認定適正化専門員が介護認定審査会の状況を踏まえつつ、必要な技術的助言を行ったものである。

厚生労働省としては、高齢者の割合等によっても、要介護認定等の状況が異なってくることから、すべての地域差が不適正なものであるとは考えていないが、各市区町村においては、高齢者の割合等の差異では説明が困難な地域差については、この原因を把握して要介護認定等の方法を見直すなど適切に対応する必要があると考えている。

また、お尋ねの「バラツキの原因」については、介護認定審査会において、議論を行わずに一律に要介護等に係る判定を行ったため、通常考えられる要介護状態区分とは異なる結果となっている事例がある。

七について

お尋ねについては、厚生労働省において、要介護認定適正化事業の実施に当たり、同省職員及び当該事業を受託した団体の職員のうち、要介護認定等に精通した者を認定適正化専門員として選定しており、その人数は、平成十九年度においては十六人である。平成二十年度の人数は現時点では未定である。

平成二十年五月二十二日提出
質問 第四一二号

「平成二十年版 高齢社会白書」に関する質問
主意書

提出者 山井 和則

「平成二十年版 高齢社会白書」に関する質問
問主意書

五月二十日、閣議決定された、「平成二十年版 高齢社会白書」について、以下のとおり質問する。

一 「平成二十年版 高齢社会白書」の中で、「新たな高齢者医療制度の創設(平成二十年四月)」との題名をつけた図二一三十四(九十九頁)において、「後期高齢者医療制度の保険料は国保より平均で安い」旨書かれている。これはどういう意味か。過半数の人の保険料が安いということか。

二 図で、「保険料は、平均的には、国保と比べて低い」と書いた根拠を示して頂きたい。

三 「国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行することによる保険料の変化に関する質問主意書」(平成二十年五月八日質問第三六六号)に対する答弁書において、「お尋ねについては把握しておらず、お答えすることは困難である」と答弁しているが、新たに調査を行ったのか。

四 先に挙げた質問主意書に対し、「把握していない」と答弁しているにもかかわらず、「平均は安い」と記述した白書を閣議で決定したのは、誤った記述のある高齢社会白書を了承したことにならないか。

右質問する。

内閣衆質一六九第四一二号

平成二十年五月三十日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出「平成二十年版高齢社会白書」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出「平成二十年版 高齢社会白書」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、国民健康保険から後期高齢者医療に移行する場合の保険料額の変化を記述するに当たり、国民健康保険の保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下同じ。）の計算方法や医療費の水準が市町村ごとに異なるため単純な比較は難しいことから、国民健康保険について、約八割の市町村が採用し、最も多くの国民健康保険の被保険者に係る保険料の算定に用いられている方式に着目し、当該方式を採用する市町村における保険料率等の平均値を用いることにより、国民健康保険の保険料から後期高齢者医療の保険料への代表的な変化について、導入前後の傾向を算定した場合において、後期高齢者医療の保険料額が国民健康保険の保険料額よりも安くなる旨を端的に述べたものであり、過半数の人の保険料額が安くなる旨を述べたものではない。

三について

お尋ねについて新たに調査を行うものではないが、現在、後期高齢者医療に移行した場合の保険料額の変化の実態をより把握するために、

平成二十年六月三日 衆議院会議録第三十五号

議長報告

単身者が国民健康保険から後期高齢者医療に移行した場合、夫婦が共に国民健康保険から後期高齢者医療に移行した場合、夫婦の一方が国民健康保険から後期高齢者医療に移行した場合及び家族と同居する者が後期高齢者医療に移行した場合について、それぞれ一定の所得を前提とした事例を設定し、市町村ごとに移行前と移行後の世帯の保険料額の変化を把握するための調査を行っているところである。

二 この推計は、被用者保険については「健康保険被保険者実態調査」において把握した年齢階級別の総報酬額から、また、国保については「国民健康保険実態調査」において把握した世帯の保険料と世帯員の年齢階級別の所得の状況から、それぞれ行ったのか。

二について
お尋ねのとおりである。
三から五までについて
当該推計は平成十八年の健康保険法等の一部を改正する法律案を提出する際に行った推計であり、二についてでお答えしたとおり、被用者保険については「健康保険被保険者実態調査」において把握した年齢階級別の総報酬額より、国民健康保険については「国民健康保険実態調査」において把握した世帯の保険料と世帯員の年齢階級別の所得の状況から七十五歳以上の高齢者等の保険料を推計したものである。さらに詳細な推計方法については確認中であり、お尋ねについて直ちに答えすることは困難である。

お尋ねの平成二十年版高齢社会白書の記述の趣旨については、一及び二について述べたとおりであり、御指摘は当たらないものと考えている。

四 質問三の資料から、再計算が可能な形で計算方法をお教えいただきたい。
五 過去の資料から平成二十年度の保険料負担を推計した方法と論理をお教えいただきたい。
右質問する。

平成二十年五月二十二日提出
質問 第四一三三号

後期高齢者医療制度についての資料「仮に後期高齢者医療制度が導入されなかった場合の七十五歳以上被保険者の保険料負担（平成十八年改正時の推計）」に関する質問主意書
提出者 山井 和則

内閣衆質一六九第四一三三号
平成二十年五月三十日
内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度についての資料「仮に後期高齢者医療制度が導入されなかった場合の七十五歳以上被保険者の保険料負担（平成十八年改正時の推計）」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

後期高齢者医療制度についての資料「仮に後期高齢者医療制度が導入されなかった場合の七十五歳以上被保険者の保険料負担（平成十八年改正時の推計）」に関する質問主意書

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度についての資料「仮に後期高齢者医療制度が導入されなかった場合の七十五歳以上被保険者の保険料負担（平成十八年改正時の推計）」に関する質問に対する答弁書

一 「仮に後期高齢者医療制度が導入されなかった場合の七十五歳以上被保険者の保険料負担（平成十八年改正時の推計）」において、仮に後期高齢者医療制度が導入されなかった場合、平成二十年度における軽減前の被保険者の保険料負担推計はいくらとなるのか。

一について
お尋ねの保険料負担の推計は、約一兆円である。

平成二十年五月十六日の衆議院厚生労働委員会において、私が行った質問に対し、舩添厚生労働大臣は「軽減前の保険料の医療給付に対するあれがありませんが、軽減前はないんですが、軽減後で計算しますと、二十年度も二十七年度も約八％という試算でございます」と答弁された。このことについて、以下のとおり質問する。
一 軽減前の保険料負担を計算した「仮に後期高

齡者医療制度が導入されなかった場合の七十五歳以上被保険者の保険料負担(平成十八年改正時の推計)があるのに、なぜ「軽減前はない」と答弁されたのかお教えいただきたい。

二 外添大臣が答弁された、軽減後で約八%という試算について、用いた資料と計算方法をお示しいただきたい。
右質問する。

内閣衆質一六九第四一四号
平成二十年五月三十日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出平成二十年五月十六日の衆議院厚生労働委員会における外添厚生労働大臣の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出平成二十年五月十六日の衆議院厚生労働委員会における外添厚生労働大臣の発言に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの厚生労働大臣の答弁は、平成二十七年における後期高齢者医療制度が仮に導入されなかった場合の、軽減前の七十五歳以上の高齢者等の保険料負担額を推計したものは存在しないことから、平成二十年度と平成二十七年について軽減前と比較することはできないため、軽減後で比較を行ったという趣旨である。

二について

お尋ねの厚生労働大臣の答弁は、後期高齢者医療制度が仮に導入されなかった場合の、平成

二十年度と平成二十七年における七十五歳以上の高齢者等の老人医療給付費のうち、当該高齢者等が保険料として負担する分の比率の推計がともに八パーセントとなることをお答えしたものであり、平成二十年度については、平成十八年の健康保険法等の一部を改正する法律案を提出する際に行った推計を基にした「老人医療費(後期高齢者医療費)の財政負担の内訳」と題する資料に記された、同年度の老人保険料分の推計額八千八百億円を、同年度の老人給付費の推計額として老人医療費から患者負担を控除した十兆八千五百億円で除したものであり、平成二十七年についても同様に老人保険料分の推計額一兆三千四百億円を、老人に対する給付費の推計額十六兆三千七百億円で除したものである。

平成二十年五月二十二日提出
質問 第四一五号

いわゆる「北方領土不要論」に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

いわゆる「北方領土不要論」に関する質問主意書

一 政府は、我が国の国会議員で、我が国固有の領土である北方領土の返還はなされなくてもよい、北方領土は不要である旨の主張(以下、「北方領土不要論」という。)を、公式の場でした者は過去に在るか、把握しているか。

二 公式または非公式を問わず、「北方領土不要論」を外務省職員に対して主張した国会議員は過去に在るか。

三 二〇〇二年三月十一日に行われた衆議院予算委員会において、上田清司衆議院議員(現埼玉県知事)が、平成七年六月十三日付で起案された、「秘 無期限」の秘密指定がなされた外務省内部の文書(以下、「文書」という。別添資料参照)を取り上げ、「文書の中に、そもそも、北方領土問題というのは、国の面子から領土返還を主張しているに過ぎず、実際には、島が返還されても国として何の利益にもならない。そうであれば、戦後五十年もたつて返還されないという事実を踏まえ、我が国は領土返還要求を打ち切つて、四島との経済交流を進めて行くべきと考える。」と、鈴木宗男衆議院議員が、北方領土が返還されても何ら利益はなく、領土返還要求を打ち切つて経済交流を進めるべきであるとする、まさに「北方領土不要論」を当時の西田恒夫外務省参事官に対して主張する下りが書かれていると述べているが、「文書」にある様に、鈴木宗男衆議院議員が西田氏に対して「北方領土不要論」を述べたというのは事実か。

四 「文書」に關し、二〇〇二年三月十二日に行われた参議院予算委員会、当時外務省経済協力局長の任に就いていた西田氏は「お答えをいたします。先ほどのメモにあるとおりでございます。それに加えるものも減すものもないというふうに記憶しております。」と答弁しているが、右は外務省として、「文書」には鈴木宗男衆議院議員が述べた文書は、一切漏れることなく、また一切新たに付け加えることなく、鈴木宗男衆議院議員が述べたことを全てそのまま記載したものである旨述べているものであると理解してよい。

五 「文書」にある鈴木宗男衆議院議員の主張に係

る文言は、正確にはその前段に「羅臼では」という文言がついており、鈴木宗男衆議院議員が「北方領土不要論」を主張しているのではなく、あくまでも北海道の羅臼町ではこの様に考えている人もいる旨述べたものである。当方は自身の政治的使命として北方領土問題の解決に取り組んできており、断じて「北方領土不要論」を唱えることはない。したがって、「文書」にある当方の主張に係る文言は、意図的な悪意を持つてか、または「文書」を作成する以前に当方の早口な説明により一部を聞き逃したかによつて、あたかも当方が「北方領土不要論」を主張したものととられる様にされたものとするが、外務省の見解如何。

六 四の委員会における西田氏の発言は虚偽の内容が含まれていると考えるが、外務省の見解如何。

七 「文書」を起草した者は誰か。その者の官職氏名を明らかにされたい。

八 上田氏に「文書」を渡した者は誰か。その者の官職氏名を明らかにされたい。

九 上田氏が「文書」またはその写しを手に入れることが出来たのはなぜか。三で述べた様に、「文書」には秘密指定がなされていたと承知するが、右は八の者が国家公務員法に違反する形で秘密指定がなされていた「文書」を上田氏に渡したと理解してよい。

十 八の者に対して、外務省より何らかの処分は下されたか。

十一 十で、何の処分も下されていないのなら、その理由を明らかにされたい。
右質問する。

別添資料

秘密指定解除

秘
無 期 限

報 告 ・ 供 覧

○ 甲子の配

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 官 〇 欧亜局長 〇 参 事 官 〇 ロシア課長 企 画 官 首席事務官 孫田三郎	保 存 期 間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起算 平成 7 年 6 月 13 日 完結 平成 年 月 日 届出者 電話番号 2792	
	国 交 先 〇 総括審議官 〇 今井玄正 〇 総務課長 〇 会計課長	今村彬 大森彬之助 〇 条約局長 〇 条約課長 〇 法規課長	CNIS支援室長
	下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。		
	件 名 北方四島へのフレンチ診療所建設問題 (鈴木宗男議員の主張) (別紙の要点等) 13日、西田政務次官は求めよ鈴木宗男議員と 往訪の上、標記問題の検討状況を説明したところ、 同議員は 検討に時間がかかっていることが理解できな とし、強く反論の上、今後、自分は本件に反対する立場 をとる旨述べた。		

GA-7 (5/19/63. 4.)改正

外 務 省

1672(7)号

13日、西田欧亜局参事官は求めにより院内で鈴木宗男衆議院沖北委員会委員長を往訪し、北方四島へのプレハブ診療所建設問題の検討状況につき説明したところ、概要次の通り（八木NIS支援室長、[redacted]）。

1. はじめに西田参事官より、次のとおり述べた。

（1）本年度もここ2年と同じ程度（概ね4億円）の支援を行いたいと考えている。通常の物資の供与は今まで通り行うこととなる。

（2）プレハブ診療所については、現在鋭意検討を行っており、特に以下の諸点につき省内で検討中である。

（イ）ロシアによる北方領土の不法占拠との関係での日本側の法的な問題。

（ロ）ロシア側が現在の日露関係の中で本件をどう受けとめるか。

（ハ）実態に本件を実施する際のフィービリティの検討・調査。

（3）上記（2）（ハ）の調査を、他の問題の検討とパラレルに行うことも考えている。但し、調査だけがブレイアップされることで、相手に過大な期待を抱かれるのもまずいので、タイミングは慎重に決める必要がある。

2. これに対し、相当に激しい口調で鈴木議員は以下を述べた。

（1）本件については、昨年の北方四島の地震支援の際に[redacted]が現地視察した結果、診療所建設の必要性について指摘しており、最近出てきた問題ではない。自分は、[redacted]四島支援で大変良くやっていると評価している。また、自分の四島訪問前の原田欧口長からのブリーフィング及び5月31日の沖北委員会の前の松田欧口首席とのすり合わせでも、診療所ならば実施可能との趣旨を聞いており、更には、河野大臣からは、同委員会及び翌日の大臣主催朝食会（別紙報告供覧）の際にも、前向きな回答をもらっている。

（2）しかし、本日の話では、後退したとの印象を受けるが理解できない。これは条約局のせい。既に倉庫を建てたではないか。現時点で、法的問題とか言っているほど難しい問題であるならば、自分としてはもう本件は実施すべきではないと考えるので、今すぐ大臣に本件を取りやめるよう話す。また、大蔵省の[redacted]主計局次長にも本件予算をつけないように話す。[redacted]

自分としては、今後は診療所建設には反対の立場をとる。

(3) そもそも、北方領土問題というのは、国の面子から領土返還を主張しているに過ぎず、実際には島が返還されても国として何の利益にもならない。そうであれば、(戦後50年もたって返還されないという事実を踏まえ、)我が国は領土返還要求を打ち切って、四島との経済交流を進めて行くべきと考える。領土返還運動に従事している人たちは大変な被害にあっているので、自分と同じような意見をもった者がいる。

(4) (本会議参加のため中座後) 今、河野大臣に、診療所は問題があるようなので中止すべきである旨話したところ、大臣はびっくりして、「そうであれば、診療所建設を実施する旨早めに表明する必要がある」と述べていた。

3. これに対し、西田参事官より以下のとおり説明した。

本件については、NGOの方々が昨年の地震支援の際に御指摘のような見解をもたれたのかも知れないが、政府としては昨年承った問題ではなく、正に今次国会等での貴議員よりの御指摘を踏まえて政府で具体的検討を行っているところであり、その検討を了するには相応の時間を要するということであって、その時間が貴議員のスパンと一致していないものとする。大臣や欧亜局長も、プレハブ診療所建設を決定した、ということまでは言っていない。いずれにせよ、外務省としては、本件について否定的に対応しているのではなく、あくまでも、必要な検討を鋭意進めていることを御理解頂きたい。

4. 鈴木議員より、自分としては、今後本件は実施すべきではないとの立場をとるので野村局長に伝えてほしい旨述べたところ、西田参事官より、繰り返し上記3.と同様の説明を行った上で、本日の貴議員の御見解を持ち帰りたい旨述べるとどめた。

内閣衆質一六九第四一五号
平成二十年五月三十日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる「北方領土不要論」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる「北方領土不要論」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外務省として、国会議員の発言を網羅的に把握していないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三から六までについて

平成七年六月十三日に鈴木宗男衆議院議員と御指摘の外務省欧亜局参事官(当時)との間で北方領土問題に関するやり取りが行われたことを記した報告書(以下「報告書」という。)が作成されており、報告書のとおりと理解している。

七から十一までについて

報告書は、外務省欧亜局の事務官(当時)により作成された。報告書は、上田清司衆議院議員(当時)の要請があったことから、秘密指定を解除した上で、同議員に提供された。

平成二十年五月二十二日提出
質問 第四一六号

警察組織における裏金問題に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

警察組織における裏金問題に関する質問主意書

愛媛県警の仙波敏郎巡査部長が自らの実名を明らかにした上で、警察組織において偽領収書作成等の手法により裏金づくりが行われていることを訴えていることに関し、「政府答弁書」(内閣衆質一六九第三四一号)でも警察庁は「警察庁としては、愛媛県警察に対して実施した平成十八年度の会計監査の結果、捜査費の執行の一部に執行手続上の問題等は認められたものの、平成十七年一月二十日に行われた仙波敏郎巡査部長による記者会見での申立てに係る事実を含め、捜査費が私的に費消された事実又は組織ぐるみで不正に使用された事実は認められなかったとする同県警察の調査結果と異なる事実は確認されなかった」と、あくまでも愛媛県警において組織的に裏金づくりが行われた事実はないとの答弁をしている。右を踏まえ、以下質問する。

一 ファイル交換ソフト「ウイニー」を用いて捜査情報を流出させた問題について、現在愛媛県内の市民や弁護士から、流出資料から判明した捜査費の返還を求める訴訟を受けている愛媛県警捜査一課の是澤和洋警部が、本年五月十三日の松山地裁における裁判で、「捜査報告書には、協力者保護のため仮名や、事件に登場する実在の人物の名前を書いていた」(当時の上司に指導を受けた。容認されていた。勧められた)との証言(以下、「証言」という。)を行ったと週刊朝日五月三十日号が報じているが、警察庁は「証言」について書かれた右の週刊朝日記事を承知しているか。

二 「証言」の内容は事実か。警察の捜査に協力した人物に渡す謝礼についての報告書に、協力者保護のために、実際の協力者以外の氏名を記載し、提出するということが愛媛県警はじめ各都道府県警察において行われているのか。

三 二で、行われているのなら、それは公文書偽造にあたるのではないか。

四 「証言」は、一部に執行手続上の問題は見られるものの、組織的な裏金づくりはないとするこれまでの警察庁の答弁と齟齬があるのではないか。

右質問する。

内閣衆質一六九第四一六号
平成二十年五月三十日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出警察組織における裏金問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出警察組織における裏金問題に関する質問に対する答弁書

一について

警察庁としては、御指摘の記事は承知している。

二及び三について

御指摘の訴訟が現在係属中であることから、警察庁として、同訴訟における証言の内容についての見解を述べることは差し控えたい。

また、お尋ねの「警察の捜査に協力した人物

に渡す謝礼についての報告書」が、御指摘の証言に係る報告書を指すのであれば、同訴訟が現在係属中であることから、お尋ねにお答えすることは差し控えたい。

四について

二及び三についてお答えしたとおり、御指摘の訴訟が現在係属中であることから、警察庁として、同訴訟における証言の内容についての見解を述べることは差し控えたい。

平成二十年五月二十二日提出
質問 第四一七号

警察組織における調査活動費の裏金流用疑惑に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

警察組織における調査活動費の裏金流用疑惑に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一六九第三四二号)を踏まえ、以下質問する。

一 一九九八年から二〇〇七年までの刑事事件発生件数をそれぞれ明らかにされたい。

二 警察庁における調査活動費(以下、「調活費」という。)の予算額が年々削減され、特に二〇〇七年の「調活費」が一九九八年と比較してほぼ八分の一にまで減少していることにつき、前回質問主意書で詳細な説明を求めたところ、「政府答弁書」では「調査活動費が減少したのは、公安情勢が大きく変化したことなどにより、調査活動の方法等の見直しを行い、情報収集の多様化・効率化を進めたことなどによるものであって、過去の調査活動費に係る予算は適切に計上

されていたものである。」との答弁がなされている。では、右答弁にある、ピーク時に比べてほぼ八分の一にまで「調活費」を減少させることが可能となった公安情勢の大きな変化とはどのようなものか。具体的に説明されたい。

三 二の答弁にある「情報収集の多様化・効率化」とは、検察庁において情報収集活動がどのような方策をもってどの様に多様化・効率化されたことを指しているのか、具体的に説明されたい。

四 一九九八年度は五億五千二百六十万円もの「調活費」の予算が計上されているが、一九九八年度の時点で右の様な多額の「調活費」が必要とされていた理由について、当時の公安情勢等を含め、詳細に説明されたい。

五 二〇〇七年度の「調活費」の予算は七千五百十一万八千円になっているが、二〇〇七年度時点で右の様に少額の「調活費」しか必要とされなかった理由について、詳細に説明されたい。

六 これまでの答弁書で検察庁は「調活費」の裏金流用を否定しているが、一九九八年度と二〇〇七年度の予算額を比較する時、公安情勢等の変化があったとはいえ、少なくとも過去、必要以上の「調活費」が予算計上され、無駄に使われていたことを受けての削減であると考えるが、検察庁の見解如何。

七 「調活費」予算の削減は、二〇〇二年に元大阪高検公安部長の三井環氏が実名で検察庁における「調活費」の裏金流用を告発したことが関係しているのではないかと質問する。

内閣衆質一六九第四一七号
平成二十年五月三十日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察組織における調査活動費の裏金流用疑惑に関する質問に對する答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出検察組織における調査活動費の裏金流用疑惑に関する質問に對する答弁書

一について

お尋ねの「刑事事件発生件数」の意味が必ずしも明らかではないが、検察庁で取り扱った被疑事件のうち道路交通法等違反被疑事件、自動車等による業務上(重)過失致死傷被疑事件及び自動車運転過失致死傷被疑事件を除いた通常受理人員は、平成十年は三十六万六千七百一十一人、平成十一年は三十六万三千七百七十七人、平成十二年は三十八万三千四百二十六人、平成十三年は四十万三千六百五十五人、平成十四年は四十二万七千三百四十二人、平成十五年は四十五万四千六百六十人、平成十六年は四十七万七千三百七十四人、平成十七年は四十八万三千一百一十九人、平成十八年は四十九万二千三百五十九人、平成十九年は四十六万六千三百三十一人である。なお、同年の人員は速報値であり確定値ではない。

二及び三について

調査活動費の具体的な使途等にかかわる事柄

についてはお答えを差し控えるが、公安情勢が相対的に落ち着きつつあったことなどにより、調査活動の方法等の見直しを行い、情報収集の内容等の多様化や業務の効率化を進めたものである。

四について

調査活動費の具体的な使途等にかかわる事柄についてはお答えを差し控えるが、当時の犯罪情勢等を踏まえ、調査活動費の執行を伴う情報の収集等を行う必要があると考えられたことによるものである。

五について

先の答弁書(平成二十年四月十五日内閣衆質一六九第二七〇号)四及び五について述べたとおりである。

六について

先の答弁書(平成二十年五月十三日内閣衆質一六九第三四二号)三及び四について述べたとおりである。

七について

御指摘のような「関係」はない。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成二十年四月二十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(平成十六年法律第二百五号。以下「法」という。)

第三條第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」(平成二十年四月十一日閣議決定)に基づき別紙のとおり行う入港禁止の実施につき、法第五條第一項の規定に基づいて国会の承認を求める。

別紙

一 入港禁止の理由

平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、核実験を実施したとしていたことは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約(NPT)体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壤宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第一六九五号及び同年十月七日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があるとして、法第三條第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二 特定の外国
北朝鮮

平成二十年六月三日 衆議院會議録第三十五号

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件及び同報告書 外国為替及び外国貿易法第十條第一項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件及び同報告書 学校保健法等の一部を改正する法律案及び同報告書

三 特定船舶

北朝鮮船籍のすべての船舶

四 入港禁止の期間

平成十八年十月十四日から平成二十年十月十三日までの間。ただし、万景峰九二号(北朝鮮船籍船舶、貨客船)については、平成十八年十月十三日から平成二十年十月十三日までの間。

五 法第二條第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあっては、同号に規定する日

なし

六 法第六條第一項の規定により特定船舶を出港させなければならぬ期日

平成十八年十月十四日

七 その他入港禁止の実施に関し必要な事項

なお、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

理由

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三條第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第五條第一項の規定に基づいて国会の承認を求める必要があるからである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法

第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の

入港禁止の実施につき承認を求めるの件

(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、平成十八年十月十四日より北朝鮮船籍のすべての船舶の入港を禁止することとする

同年十月十三日の閣議決定等により変更された同年七月五日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、平成二十年四月十一日、入港禁止の期間を平成二十年十月十三日まで延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本件は、我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港禁止を実施する措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

平成二十年五月三十日

国土交通委員長 竹本 直一

衆議院議長 河野 洋平殿

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成二十年四月二十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第

二百二十八号。以下「法」という。)第十條第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(平成二十年四月十一日閣議決定)に基づき、平成二十年四月十一日閣議決定に基づき、平成二十年四月十四日から平成二十年十月十三日までの間、法第五十二條の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び法第二十五條第四項の規定による原産地又は船積地域が北朝鮮であつて第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十條第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

理由

外国為替及び外国貿易法第十條第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて、同法第十條第二項の規定に基づいて国会の承認を必要があるからである。

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規

定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入

承認義務を課する等の措置を講じたこと

について承認を求めるの件(内閣提出)に關

する報告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、外国為替及び外国貿易法第十條第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び

外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(平成二十年四月十一日閣議決定)に基づき、平成二十年四月十四日から平成二十年十月十三日までの間、同法第五十二條の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び同法第二十五條第四項の規定による原産地又は船積地域が北朝鮮であつて第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第十條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本件は、我が国の平和及び安全の維持のための措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

平成二十年五月三十日

経済産業委員長 東 順治

衆議院議長 河野 洋平殿

学校保健法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十年二月二十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

学校保健法等の一部を改正する法律

(学校保健法の一部改正)

第一条 学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

学校保健安全法

目次中「第三条の二」を「第三条」に、

第二章	健康診断及び健康相談(第四条―第十一条)
第三章	伝染病の予防(第十二条―第十四条)
第四章	学校保健技術並びに学校医、学校歯科医及び学校保健技術者の援助及び国の補助(第十七条―第十八条)
第五章	地方公共団体の援助及び国の補助(第十七条―第十八条)
第六章	学校安全(第二十六条―第三十条)
第七章	学校保健
第一節	学校の管理運営等(第四条―第七条)
第二節	健康相談等(第八条―第十条)
第三節	健康診断(第十一条―第十三条)
第四節	感染症の予防(第十九条―第二十一条)
第五節	学校保健技術並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(第十五条―第十六条)
第六節	学校保健技術者の援助及び国の補助(第二十四条―第二十六条)
第六節	学校安全(第二十六条―第三十条)

師(第二十二條・第二十三條十五條)

条・第三十二條に改める。

第一条中「保健管理及び」を「児童生徒等及び職員」の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における」に改め、「幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図り」を削る。

第二章から第五章までの章名を削る。

第二十二條第二項中「健康相談の下に」、保健指導を加え、同条第三項中「第二条から第三条の二まで、第六条から第十四条まで及び前二条を」第三条から第六条まで、第八条から第十條まで、第十三条から第二十一条まで及び第二十六條から前条まで」に改め、同条を第三十二

に、「第六章」を「第四章」に、「第十九條―第二十二條」を「第三十一

条とする。

第二十一条中「定が」を「定めが」に、「基き」を「基づき」に改め、同条を第三十一条とする。

第十九條及び第二十條を削る。

第六章を第四章とし、同章の前に次の五條を加える。

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第二十六條 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校の施設内において、事故、加害行為又は災害以下この条及び第二十九條第三項において「事故等」という。)により児童生徒等に生ずる危険を未然に防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が生じた場合(同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。)

よう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第二十七條 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第二十八條 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第二十九條 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に應じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第三十條 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に應じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第三十條 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に應じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第十八條を第二十五條とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章 学校安全

第十七條中「伝染性」を「感染性」に改め、「(学校教育法第十六條に規定する保護者をいう。)」を削り、同条を第二十四條とする。

第十六條を第二十三條とし、同条の次に次の節名を付する。

第六節 地方公共団体の援助及び国の補助

第十五條を第二十二條とする。

第十四條中「第十二條」を「第十九條」に、「伝染病」を「感染症」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の節名を付する。

官 報 (号 外)

第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 第十三条中「伝染病」を「感染症」に改め、同条を第二十条とする。 第十二条中「伝染病」を「感染症」に、「かかつておる」を「かかつて」に、「幼児、児童、生徒又は学生」を「児童生徒等」に改め、同条を第十九条とする。 第十一条を削る。 第十条第二項中「第四条」を「第十一条」に、「第六条及び第八条」を「第十三条及び第十五条」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の一条及び節名を加える。 (保健所との連絡) 第十八条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。	第四節 感染症の予防 第九条を第十六条とする。 第八条の前の見出しを削り、同条を第十五条とし、同条の前の見出しとして「(職員の健康診断)」を付する。 第七条中「基き」を「基づき」に改め、同条を第十四条とする。 第六条の前の見出しを削り、同条中「幼児、児童、生徒又は学生」を「児童生徒等」に改め、同条を第十三条とし、同条の前の見出しとして「(児童生徒等の健康診断)」を付する。 第五条を第十二条とする。 第四条の前の見出しを削り、同条中「昭和二十二年法律第二十六号」を削り、同条を第十一	条とし、同条の前の見出しとして「(就学時の健康診断)」を付する。 第三条及び第三条の二を削る。 第二条の見出しを「(学校保健計画の策定等)」に改め、同条中「幼児、児童、生徒又は学生」を「児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等」に、「安全点検その他の保健又は安全」を「児童生徒等に対する指導その他の保健」に、「立て」を「策定し」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の二条、一節及び節名を加える。 (学校環境衛生基準) 第六条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項(学校給食法昭和二十九年法律第六十号 第九条第一項 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第五十七号) 第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十三年法律第六十八号) 第六条において準用する場合を含む。)に規定する事項を除く。)について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校環境衛生基準」という。)を定めるものとする。 2 学校においては、学校環境衛生基準に照らして適切な環境の維持に努めなければならない。 3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずるこ	とができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。 (保健室) 第七条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。 第二節 健康相談等 (健康相談) 第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。 第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。)に対して必要な助言を行うものとする。 (地域の医療機関等との連携) 第十条 学校においては、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。 第三節 健康診断 第一条の次に次の二条、章名、節名及び一条を加える。 (定義) 第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に	規定する学校をいう。 2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。 (国及び地方公共団体の責務) 第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。 第二章 学校保健 第一節 学校の管理運営等 (学校保健に関する学校の設置者の責務) 第四条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (学校給食法の一部改正) 第二条 学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)の一部を次のように改正する。 題名の次に次の目次及び章名を付する。 目次 第一章 総則(第一条―第五条) 第二章 学校給食の実施に関する基本的な事項(第六条―第九条) 第三章 学校給食を活用した食に関する指導(第十条) 第四章 雑則(第十一条―第十四条) 附則
---	---	--	---	---

第一章 総則

第一条中「資し」を「資するものであり」に、「国民の食生活の改善に寄与する」を「児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たす」に、「の実施」を「及び学校給食を活用した食に関する指導の実施」に改め、「普及充実」の下に「及び学校における食育の推進」を加える。

第二条中「については」を「を実施するに当たっては」に改め、「の各号」を削り、「の達成に」を「が達成されるよう」に改め、同条第四号中「食糧」を「食料」に、「配分」を「流通」に改め、同条を同条第七号とし、同条第三号を削り、同条第二号中「社交性」の下に「及び協同の精神」を加え、同条を同条第三号とし、同条の次に次の三号を加える。

四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

第二条第一号中「正しい理解と」を「正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び」に、「習慣」を「食習慣」に改め、同条を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。

第五条の次に次の章名を付する。

第二章 学校給食の実施に関する基本的な事項

第十条を第十四条とする。

第九条中「第七条」を「前条」に改め、同条を第十三条とする。

第八条を削る。

第七条を第十二条とし、第六条を第十一条とし、同条の前に次の二条、一章及び章名を加える。

(学校給食実施基準)

第八条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項(次条第一項に規定する事項を除く。)について維持されることが望ましい基準(次項において「学校給食実施基準」という。)を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

(学校給食衛生管理基準)

第九条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。)を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切

な衛生管理に努めるものとする。

3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

第三章 学校給食を活用した食に関する指導

第十条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

第四章 雑則

第五条の三中「つかさどる職員」の下に「(第十条第三項において「学校給食栄養管理者」という。)を加え、同条を第七条とする。

第五条の二中「次条において」を「以下」に改め、同条を第六条とする。

(夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律の一部改正)

第三条 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第五百七十七号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(学校給食法の準用)

第七条 学校給食法(昭和二十九年法律第六百十号)第八条及び第九条の規定は、夜間学校給食の実施について準用する。

(特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部改正)

第四条 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(学校給食法の準用)

第六条 学校給食法(昭和二十九年法律第六百十号)第八条及び第九条の規定は、学校給食の実施について準用する。

官 報 (号 外)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第三条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条及び附則第三項中「第五条の三」を「第七条」に、「第五条の二」を「第六条」に改める。

(教育職員免許法の一部改正)

第四条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「第五条の三」を「第七条」に改める。

(義務教育費国庫負担法等の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「第五条の二」を「第六条」に改める。

一 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第百三十三号)第二条

二 へき地教育振興法(昭和二十九年法律第百四十三号)第二条

三 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十一條第一項

(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正)

第六条 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第五条の三」を「第七条」に改める。

第三条第三項中「第五条の二」を「第六条」に改める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第七条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第五条の三」を「第七条」に改める。

第六条及び第八条の二第二号中「第五条の二」を「第六条」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第八条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一条中「第五条の二」を「第六条」に、「第五条の三」を「第七条」に改める。

(母子保健法等の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「学校保健法」を「学校保健安全法」に改める。

一 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第八条の三

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第五十三條の二第四項

三 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第六條第七号

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)の項及び第十三条第四項の表学校給食法の項中「第七条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

(発達障害者支援法の一部改正)

第十一条 発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第四条」を「第十一条」に改める。

理 由

学校保健及び学校安全の充実並びに学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るため、文部科学大臣が学校の環境衛生及び学校給食の衛生管理等に関する基準を策定することとするとともに、学校の設置者の責務について定める等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、学校保健及び学校安全の充実を図るとともに、学校給食を活用した食に関する指導の充実及び学校給食の衛生管理の適切な実施を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 学校保健法の一部改正

(一) 法律の題名を「学校保健安全法」に改めること。

(二) 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならないものとする。同時に、学校の設置者は、施設設備及び管理運営体制の整備充実等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(三) 学校環境衛生の水準を確保するための全国基準を法律上位置付けること。

(四) 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認める児童生徒等に対して必要な指導等を行うものとし、当該指導等を行うに当たっては、学校は、必要に応じ、地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

(五) 学校においては、施設設備の安全点検、通学も含めた学校生活その他の日常生活における安全指導等について定めた学校安全計画を作成するとともに、危険等発生時において学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成すること。

(六) 学校においては、児童生徒等の保護者、警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体、地域住民等との連携を図るよう努めるものとする。

2 学校給食法の一部改正

(一) 食育の推進を図る観点から学校給食の目標を改定すること。

(二) 栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導の推進について定めること。また、食に関する指導を行うに当たっては、地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を行い、地域の食文化に対する児童生徒の理解の増進を図るよう努めること。

(三) 学校給食の水準及び衛生管理を確保するための全国基準を法律上位置付けること。

3 施行期日

この法律は、平成二十一年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

学校保健及び学校安全の充実に図るとともに、学校給食を活用した食に関する指導の充実及び学校給食の衛生管理の適切な実施を図るため、所要の措置を講じようとする本案はおおむね妥当なものと認めるが、国及び地方公共団体が、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするために講ずる必要な施策の内容として、「財政上の措置」を明記すること等の修正を行うことを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十年五月三十日

衆議院議長 河野 洋平殿
文部科学委員長 佐藤 茂樹

平成二十年六月三日 衆議院会議録第三十五号

(別紙)

〔学校保健法の一部改正〕

(小字及び一は修正)

第一条 学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第六章を第四章とし、同章の前に次の五条を加える。

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校の施設内において、事故、加害行為又は災害

〇等(以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。)により児童生徒等に生ずる危険を未然に防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が生じた場合

(同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。)において適切に対処することが

できるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、

遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じ、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じ、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第二条の見出しを「学校保健計画の策定等」に改め、同条中「幼児、児童、生徒又は学生」を「児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等」に、「安全点検その他の保健又は安全」を「児童生徒等に対する指導その他保健」に、「立て」を「策定」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の二条、一節及び節名を加える。

(学校環境衛生基準)

第六条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第九条第一項(夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第五十七号)第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第六十八号)第六条において準用する場合を含む。)に規定する事項を除く。)について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校環境衛生基準」という。)を定めるものとする。

2 学校においては、学校環境衛生基準に照らして適切な環境の維持に努めなければならない。

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

学校保健法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(保健室)

第七条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

第二節 健康相談等

(健康相談)

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

(保健指導)

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者、学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。) に対して必要な助言を行うものとする。

(地域の医療機関等との連携)

第十条 学校においては、○救急処置健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

第三節 健康診断

第一条の次に次の二条、章名、節名及び一条を加える。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、○財政上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 学校保健

第一節 学校の管理運営等

(学校保健に関する学校の設置者の責務)

第四条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(別紙)

学校保健法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 近年、養護教諭に求められる、学校内外の連携を図るコーディネーター的役割や保健教育の推進、特別支援教育への対応等、その役割の増加に対応するため、養護教諭の未配置校の解

消・複数配置の拡充や退職養護教諭の活用の推進等、学校保健を支える人的資源の一層の充実を図ること。

二 多様化・複雑化した子どもの健康上の課題への適切な対応が可能となるよう、養護教諭に対する研修の充実を図ること。

三 学校保健の重要性に対する教職員の意識向上を図り、子どもの健康上の課題に学校全体で取り組む体制を整備するため、大学等における教員養成課程をはじめとして、現職教員研修、とりわけ管理職研修において、学校保健に係る知識や指導方法を習得するカリキュラムの一層の充実を図ること。

四 子どもにとって安全で快適な教育環境が確保されるよう、今般「学校環境衛生の基準」が法律上明記されるに当たり、その完全実施に向けて万全を期すること。

五 学校安全対策の実施に当たっては、学校、関係行政機関、児童生徒等の保護者、地域住民その他の多様な主体の連携が確保されるようにするとともに、地域の特性、学校の規模、教職員の体制その他の学校の実情並びに児童生徒等の年齢及び心身の状況について適切な配慮を行うこと。

六 各学校や学校の設置者が学校安全対策を円滑に実施することができるよう、財政的な措置を含めた支援に努めること。

七 学校安全対策の実施に当たっては、学校安全に関する計画の策定等関係省庁が相互に連携を図り、施策の総合的な推進を図ること。また、地方公共団体において学校安全に関する計画の

策定等関係機関の連携による施策の総合的な推進を図るため、必要な情報提供、指導助言に努めること。

八 各学校において、通学も含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導が確実に実施されるよう、各学校における実践的な事例の収集及びその提供その他の必要な支援に努めること。

九 各学校における学校安全対策が的確かつ円滑に行われるよう、スクールガード・リーダーの配置の充実等人的体制の整備に努めること。

十 学校安全対策の推進に当たっては、各学校における取組に係る情報収集及びその提供を行うとともに、学校安全対策の重要性について国民の理解を深めるよう努めること。

十一 学校安全対策の推進に当たっては、関係教職員の資質の向上を図るため、研修の実施及びその支援に努めること。

十二 学校安全対策の推進を図るため、必要な調査研究の実施やその成果の普及に努めること。

十三 学校における栄養教諭の役割が明確になることから、学校給食未実施校を含めた全国の義務教育諸学校等において、栄養教諭を中心とした食に関する指導が受けられるよう、栄養教諭等の定数改善を行うことを含め、必要な配置を図ること。

また、現行の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得するための認定講習の実施等、引き続き、その円滑な移行を図るための支援を充実し、栄養教諭制度の定着を図ること。

十四 「学校給食実施基準」の作成に当たっては、

給食内容について、学校給食を実施する地方自治体の創意工夫が生かされるよう十分配慮すること。

十五 食品の安全性の確保が喫緊の課題となつてゐる中で、学校給食においても十分にその安全性を確保する必要があることから、「学校給食衛生管理基準」の作成に当たっては、食中毒事例等を十分検証し、その完全実施に向けて万全を期すこと。

十六 食育推進を明確にした学校給食の目的及び目標を十分に周知することにより、改めて学校給食を実施する意義について、保護者等関係者の理解を深め、給食費未納問題等の解決に努めること。

十七 本改正案の実施に当たり、養護教諭を中心とした保健指導の充実、栄養教諭による食に関する指導の推進、学校安全に関する規定の整備等について、その趣旨を十分周知するとともに、校長が適切なリーダーシップを発揮して学校運営が行われるよう環境整備に努めること。

少年法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十年三月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

少年法の一部を改正する法律

少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十九条」に改め、
第三章 成人の刑事事件(第三十七条―第三十九

条)を削り、「第四章」を「第三章」に、「第五章」を「第四章」に改める。

第一条中「及び少年の福祉を害する成人」を削る。

第五条の二第二項中「第三条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「この項及び第三十一条の二において」を削り、「当該保護事件の非行事実(犯行の動機、態様及び結果その他の当該犯罪に密接に関連する重要な事実を含む。以下同じ。)」に係る部分に限る」を「家庭裁判所が専ら当該少年の保護の必要性を判断するために収集したもの及び家庭裁判所調査官が家庭裁判所による当該少年の保護の必要性の判断に資するよう作成し又は収集したものを除く」に、「当該被害者等の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合その他正当な理由がある場合であつて、」を「閲覧又は謄写を求める理由が正当でないと認める場合及び」に、「相当と認めるときは」を「閲覧又は謄写をさせることが相当でないと認める場合を除き」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同項後段を削る。

第九条の二中「被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹」を「被害者等」に改める。

第十七条第四項ただし書中「非行事実」の下に「犯行の動機、態様及び結果その他の当該犯罪に密接に関連する重要な事実を含む。以下同じ。」を加える。

第二十二条の三の次に次の一条を加える。

(被害者等による少年審判の傍聴)

第二十二条の四 家庭裁判所は、最高裁判所規則

の定めるところにより第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて次に掲げる罪のもの又は同項第二号に掲げる少年に係る事件であつて次に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるもの(いずれも被害者を傷害した場合にあつては、これにより生命に重大な危険を生じさせたときに限る。)の被害者等から、審判期日における審判の傍聴の申出がある場合において、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その申出をした者に対し、これを傍聴することを許すことができる。

一 故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪

二 刑法明治四十年法律第四十五号(第二百十一条(業務上過失致死傷等)の罪

2 家庭裁判所は、前項の規定により審判の傍聴を許す場合において、傍聴する者の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、その者が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、審判を妨げ、又はこれに不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、傍聴する者に付き添わせることができる。

3 第五条の二第三項の規定は、第一項の規定により審判を傍聴した者又は前項の規定によりこの者に付き添つた者について、準用する。

第三章の章名を削る。

第三十七条から第三十九条までを次のように改める。

第三十七条から第三十九条まで 削除

第四章を第三章とし、第五章を第四章とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五条の二第一項の改正規定(「この項及び第三十一条の二において」を削る部分に限る。)及び第九条の二の改正規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前の少年法第三十七条第一項の規定により公訴の提起があつた成人の刑事事件については、この法律による改正後の少年法、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)及び刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定にかかわらず、なお従前の例による。沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百十九号)第二十六条第四項の規定により家庭裁判所が権限を有する成人の刑事事件についても、同様とする。

(裁判所法の一部改正)

3 裁判所法の一部を次のように改正する。

第三十一条の三第一項第四号を削る。

第三十三条第一項第二号中「(第三十一条の三第一項第四号の訴訟を除く。)」を削る。

(刑事訴訟法の一部改正)

4 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「その裁判所」を、「その裁判所」に改め、「又は家庭裁判所」を削り、同条第二項中「地方裁判所又は家庭裁判所の一人」

を「地方裁判所の一人の裁判官又は家庭裁判所」に改める。

第二十四条第二項中「地方裁判所若しくは家庭裁判所の一人の裁判官又は」を「地方裁判所の一人の裁判官又は家庭裁判所若しくは」に改める。

第三十一条第二項中「家庭裁判所」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三百十六條中「又は家庭裁判所」を削る。
第三百七十二條中「家庭裁判所」を削る。

理由

少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度の創設、被害者等による記録の閲覧及び謄写の要件の緩和等を行うほか、成人の刑事事件により適切に対処するため、その管轄を家庭裁判所から地方裁判所等へ移管する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

少年法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、犯罪被害者等基本法等を踏まえ、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護等を図るため、所要の法整備を行うおとすもので、その主な内容は次のとおりである。

1 被害者等による少年審判の傍聴
家庭裁判所は、殺人事件等一定の重大事件

の被害者等から、審判期日における審判の傍聴の申出がある場合において、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その申出をした者に対し、これを傍聴することを許すことができるものとする。

2 被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大
少年保護事件の被害者等には、原則として、記録の閲覧又は謄写を認めるものとする。とともに、閲覧又は謄写の対象記録の範囲を拡大し、非行事実に係る部分以外の一定の記録についても、その対象とすること。

3 被害者等の申出による意見の聴取の対象者の拡大
被害者の心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹についても、被害者等の申出による意見の聴取の対象者とする。

4 成人の刑事事件の管轄の移管等
成人の刑事事件に関し、少年法第三十七条第一項に掲げる罪(児童福祉法違反等)に係る第一審の裁判権を、家庭裁判所から地方裁判所等に移管するとともに、家庭裁判所が少年保護事件の調査又は審判により同項に掲げる事件を発見したときの通知義務について規定した同法第三十八條を削除すること。

5 施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、少年審判における犯罪被害者等の一層の保護を図るため、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度の創設、被害者等による記録の閲覧及び謄写の要件の緩和等を行うほか、成人の刑事事件により適切に対処するため、その管轄を家庭裁判所から地方裁判所等へ移管すること等を行うおとするものであり、その措置は妥当なものと認めるが、十二歳未満の触法少年に係る事件の審判を傍聴の対象から除外すること等について、修正する必要があると認め、別紙のとおり、これを修正議決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十年五月三十日

法務委員長 下村 博文
衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

○第四項中「前項」の下に「(第二十二條の

第二十二條の三〇の次に次の一条を加える。
第五項において準用する場合を含む。を加え、同条

(被害者等による少年審判の傍聴)
第二十二條の四 家庭裁判所は、最高裁判所規則

の定めるところにより第三條第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて次に掲げる罪のもの又は同項第二号に掲げる少年〇に係る事件でいて刑罰法令に触れる行為をした少年を除く。次項において同じ。あつて次に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるもの(いずれも被害者を傷害した場合にあつては、これにより生命に重大な危険を生じさせた

ときに限る。)の被害者等から、審判期日における審判の傍聴の申出がある場合において、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して〇相当と認めるときは、その申出をした者に対し、これを傍聴することを許すことができる。

一 故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪
二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百一一条(業務上過失致死傷等)の罪

2 家庭裁判所は、前項の規定により審判の傍聴を許す場合において、傍聴する者の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、その者が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、その不安又は緊張を緩和するのに適當であり、かつ、審判を妨げ、又はこれに不當な影響を与えるおそれがないと認める者を、傍聴する者に付き添わせることができる。

4 裁判長は、第一項の規定により審判を傍聴する者及び前項の規定によりこの者に付き添う者の座席の位置、審判を行う場所における裁判所職員等の配置等を定めるに当たつては、少年の心身に及ぼす影響に配慮しなければならない。

3 第五條の二第三項の規定は、第一項の規定により審判を傍聴した者又は前項の規定によりこの者に付き添つた者について、準用する。

(弁護士である付添人からの意見の聴取等)
第二十二條の五 家庭裁判所は、前条第一項の規定により審判の傍聴を許すには、あらかじめ、弁護士である付添人の意見を聴かなければならない。

2 家庭裁判所は、前項の場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、弁護士である付添人を付さなければならぬ。 3 少年に弁護士である付添人がない場合であつて、最高裁判所規則の定めるところにより少年及び保護者がこれが必要としない旨の意思を明示したときは、前二項の規定は適用しない。 4 第二十二條の第三項の規定は、第二項の規定により家庭裁判所が付すべき付添人について、準用する。 (被害者等に対する説明) 第二十二條の六 家庭裁判所は、最高裁判所規則の定めるところにより第三條第一項第一号又は第二号に掲げる少年に係る事件の被害者等から申出がある場合において、少年の健全な育成を妨げるおそれなく相当と認めるときは、最高裁判所規則の定めるところにより、その申出をした者に対し、審判期日における審判の状況を説明するものとする。 2 前項の申出は、その申出に係る事件を終局させる決定が確定した後三年を経過したときは、することができない。 3 第五條の二第三項の規定は、第一項の規定により説明を受けた者について、準用する。 第三十一條第一項中「第二十二條の三第三項の下に「第二十二條の五第四項において準用する場合を含む。」を加える。	尊重しつつ、少年の健全な育成という少年法の目的の達成に努めること。 二 犯罪被害者等による少年審判の傍聴は、審判に支障が生じない範囲で認められるものであることを踏まえ、少年が萎縮し率直な意見表明ができなくなることはないよう、広めの審判廷の使用、座席の配置の工夫その他の配慮について周知すること。 三 犯罪被害者等が別室でモニターにより少年審判を傍聴する方法については、その利点及び問題点を検証し、導入の可否について幅広い検討を行うこと。 四 犯罪被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大については、社会記録が少年や関係者のプライバシーに深くかわる内容を含むものであるとして引き続きその対象から除外された趣旨を踏まえ、法律記録の閲覧又は謄写をさせることの相当性の判断をする場合においても少年や関係者のプライバシーの保護に十分留意されるよう右の趣旨を周知すること。 五 犯罪被害者等に対する情報の提供その他の犯罪被害者等を支援する施策については、個々の事情に応じたきめ細かい配慮を行いつつ、その充実に努めること。	
3 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、被害者等による少年審判の傍聴に関する規定その他この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (裁判所法の一部改正) 3 4 (略) 1 3 4 (刑事訴訟法の一部改正) 1 4 5 (略) (別紙) 少年法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。 一 犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇の保障という犯罪被害者等基本法の基本理念を十分に	少年法の一部を改正する法律案及び同報告書	

明治三十五年三月三十一日
郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目	独立行政法人国立印刷局
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一〇円	一五円